

宜 議 第 2 0 0 号
令 和 6 年 6 月 1 8 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石川 慶

委員会審査結果について（報告）

第454回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

| 期 間 期 日 | 会 議 月 日 | 備 考 |
|------------------------|------------------------|--|
| 令 和 5 年 1 2 月 8 日 | 令 和 5 年 1 2 月 8 日 | 議案第73号 |
| 令 和 5 年 1 2 月 1 1 日 | 令 和 5 年 1 2 月 1 1 日 | 請願第 6号、陳情第18号 |
| 令 和 5 年 1 2 月 1 2 日 | 令 和 5 年 1 2 月 1 2 日 | 議案第73号、陳情第11号、陳情第12号 陳情第18号、請願第 2号、請願第 6号 |
| 会議日数 3日間 | | |

2. 審査結果

| 議案番号 | 件名 | 付託月日 | 議決月日 | 結果 |
|--------|---|-----------|------------|------|
| 議案第73号 | 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号) | 令和5年12月7日 | 令和5年12月12日 | 原案可決 |
| 陳情第11号 | 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情 | 令和5年3月3日 | — | 継続審査 |
| 陳情第12号 | 公契約条例の制定を求める陳情 | 令和5年3月3日 | — | 継続審査 |
| 陳情第18号 | 学生議会開催について | 令和5年9月12日 | — | 継続審査 |
| 請願第2号 | 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願 | 令和5年3月3日 | — | 継続審査 |
| 請願第6号 | 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願 | 令和5年9月12日 | — | 継続審査 |

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年12月8日(金) 1日目

午前10時01分 開会

午後 4時22分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員(10名)

| | |
|-----|----------|
| 委員長 | 石川 慶 |
| 委員 | 宮城 克 |
| 委員 | 桃原 功 |
| 委員 | プリティ宮城ちえ |
| 委員 | 上里 広幸 |

| | |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明 |
| 委員 | 平安座 武志 |
| 委員 | 伊波 一男 |
| 委員 | 我如古 盛英 |
| 委員 | 上地 安之 |

○欠席委員(0名)

○説明員(51名)

| | |
|----------|---------|
| 総務部次長 | 多和田 眞満 |
| 税務課長 | 普天間 朝彦 |
| 企画部次長 | 伊佐 真 |
| 企画政策担当技幹 | 玉元 智 |
| 財政課長 | 比嘉 隼也 |
| 秘書広報課長 | 吉村 純 |
| 基地渉外課長 | 宮城 竜次 |
| 環境対策課長 | 當間 大和 |
| 市民協働課長 | 喜友名 和佳子 |
| 市民課長 | 宮良 弘美 |
| 福祉担当次長 | 島袋 喜美恵 |
| 障がい福祉課長 | 島袋 尚 |
| 児童家庭課長 | 玉代 勢 桂 |
| 子育て支援課長 | 山城 隼人 |
| 健康推進部次長 | 米須 之訓 |
| 健康増進課長 | 山口 久美子 |
| 建設部次長 | 城間 勝也 |

| | |
|------------|--------|
| 人事課長 | 上地 章弘 |
| 防災危機管理室長 | 本永 貴也 |
| 企画政策担当主幹 | 小橋川 陽介 |
| 企画政策担当技査 | 望月 利晋 |
| デジタル推進課長 | 金城 広郁 |
| 基地政策部次長 | 津波古 良幸 |
| 市民経済部次長 | 新垣 育子 |
| 産業政策課長 | 宮城 恵美 |
| 観光スポーツ課長 | 外間 理子 |
| 企業誘致担当主幹 | 饒平名 文治 |
| こども政策担当次長 | 浜里 郁子 |
| 保護課長 | 比嘉 洋 |
| 児童家庭担当主幹 | 棚原 佳乃 |
| 認定こども園担当主幹 | 又吉 時生 |
| 国民健康保険課長 | 香月 直子 |
| 介護長寿担当主幹 | 志良堂 孝 |
| 建設部参事 | 嶺井 辰也 |

| | |
|--------------------|--------|
| 道路整備課長 | 高江洲 強 |
| 消防次長 | 又吉 清 |
| 教育部次長 | 真鳥 かおり |
| 文化課長 | 浜里 吉彦 |
| 市立図書館長 | 與那原 類 |
| 指導部次長 | 松本 勝利 |
| 指導担当主幹 | 比嘉 祐一 |
| GIGA スクール担当 主 幹 | 比嘉 広和 |
| 給食会計係長 | 古屋 有希 |

| | |
|-------------------|-------|
| 市街地整備課長 | 嶺井 実克 |
| 消防総務課長 | 島袋 保 |
| 施設課長 | 仲村 等 |
| 生涯学習課長 | 佐久原 昇 |
| 市立博物館長 | 平敷 兼哉 |
| 指導課長 | 新川 健次 |
| はごろも学習センター 所 長 | 當山 全盛 |
| 学校給食センター所長 | 伊佐 英人 |
| | |

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

第454回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年12月8日（金）第1日目

○石川慶 委員長 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

○石川慶 委員長 議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第73号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 おはようございます。企画部のほうからは特にございません。

○石川慶 委員長 総務部次長。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時04分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時04分）

○石川慶 委員長 款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費、12款公債費、14款予備費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。資料の提出もありがとうございました。最初の資料番号1番のたばこ税について、市民税についてお伺いします。大幅な伸びなのですね。当初予算が7億300万円に対して、補正額だけで12億9,000万円という大幅な伸びなのですから、資料を見ますと、泉川部長が言っていたように7社合計の総額、納税額が出ているのですけれども、まず最初にこの増額、急激な伸びという、伸びたという理由を説明お願いいたします。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 おはようございます。お答えいたします。今回、宜野湾市にたばこ税をもともと申告している事業者が7社おりました。

○桃原功 委員 これは卸会社の意味ですか、それともメーカーさんですか。

○**税務課長** 本市にたばこを卸している会社、会社のほうが申告納税という形で申告を本市にしていますので、この事業者がこれまでも7社ありました。そのうちの1社が7月から大幅に新規納税額が伸びておりまして、これが7月から8月、9月、3か月同様の伸びをしているということで、この伸びについては補正をして、今年度も同じような状況になるということで、補正予算で上げております。

増加した理由の詳細についてなのですが、これは1社の営業の成果というものに当たるもので、この辺の詳細についての具体的な中身については、地方税法上の第22条で守秘義務がありますので、詳細な内容についてお示しが難しいということで御理解いただきたいと思っております。

それと、今回、こういう大きな額が予算として表されていますので、我々としても、まずその中身が正確なのかどうかということで地方税法の第470条でたばこ税に係る徴税吏員の質問検査権というのがあります。これをもって……

(「何て」という者あり)

○**税務課長** 地方税法第470条、たばこ税に係る徴税吏員の質問検査権というのがあります。これをもって今回、伸びた事業者に対して質問を行っております。中身については、我々のほうでも確認をして、今回、補正予算の増額部分については、今年度は見込んだとおりであるだろうということで予算として上げさせていただいています。

あわせて、これだけの額が大きくなるということで、その理由等について、例えば議会とか市民の皆さんに公表する機会がある場合について、その内容を公表していいかということも同意を一応確認したのですが、その中身の同意についてはちょっと得られていませんので、増額した内容というのは、やはり企業の営業活動の成果等に当たりますので、我々の行政側からどういった理由で上がったというのは、詳細についてはお答えはちょっと難しいということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今回の答弁で、7社ある卸会社というかな、会社のうち、1社が3月から売上げが伸びた、あるいは納税額が増えたということだと思っておりますけれども、ということは、この会社は3月以前は宜野湾市にはなかったということなのですか。移転されて、3月からこのように申告等があつて、要は2月以前のものというのは移ってきたからこのように増えたのですか。

○**石川慶 委員長** 税務課長。

○**税務課長** たばこ税が伸びたのは、6月の実績をもって7月から申告納付が増えております。たばこ税の仕組みとして、議会でも総務部長が説明したのですけれども、たばこの製造会社もしくは卸会社が小売業者に小売したときに、その小売業者がある市町村に申告納税というような形になっております。今回、御説明したように7社というのは、基本的には県外の事業者、ほぼ東京なのですけれども、東京の事業者が沖縄県の宜野湾市にそれだけのたばこを売った場合に、その事業者から市町村に対して申告納税という形になります。ですので、宜野湾市に申告納税している事業者が増えたわけではなくて、もともと納税している事業者のうち、宜野湾市に対してたばこの売上げが上がったので、それで納税額が増えたという流れになっています。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 転入などの影響ではないということですね。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 申告している事業者の転入とかではないということです。もともといる業者の売上げが上がって、申告納税額が増えたということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回、12億円の補正増なのですけれども、そうすると次年度以降もこのような推移で考えていいのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 今回、途中での増額ということで、それなりの要因があったのだらうということで、調査権でもって確認をしております。今年度予算上げた分についても今約1億5,000万円、前月ベースですね。毎月、今伸びていますので、そういう1億5,000万円ベースがしばらく続くということで、本年度考えております。次年度以降についても当初予算で、それはお示ししていきたいなと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは宜野湾市だけではなくて、他市においてもこのような傾向なのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 今、ちょっと他市の状況までは把握はできていないのですが、たばこ税の仕組みとして先ほど申し上げたように小売事業者に、卸売事業者が小売事業者のある市町村にたばこを売った場合に納税するというのが基本なのですが、沖縄県の場合は外国産のたばこについては同じようなスキームの流れになるのですが、日本たばこ、JTたばこについては沖縄県に売り渡した本数を各市町村の成人人口で割ったものを案分して卸していくということになりますので、ちょっと2つのルートが県内にはあるので、どこが、どういふふうが増えたかということまでは、県内の状況の全体把握はちょっとまだできていない状況です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このように大幅にたばこ税が伸びた影響というのが、例えば地方交付税とか何らかの税に影響も出てくるのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原議員の御質疑にお答えいたします。たばこ税の伸び、増収については、基準財政収入額、普通交付税を構成するのは基準財政収入額と基準財政需要額の差額となりますので、基準財政収入額のほうでたばこ税は算定がされていきますので、そのたばこ税が伸びていくということになると、翌年度というのは令和6年度の普通交付税の算定の際に、たばこ税の算定方法として3年度前の売渡しの、令和6年度の算定交付税になると令和3年度の売渡し本数と令和5年度の売渡し本数を比較しまして伸び率を出します。この伸び率を令和5年度のたばこの売渡し本数に掛けて、伸び率を掛けていくので、大幅な……

○桃原功 委員 細かい計算言わなくていいよ、わからないから。

○財政課長 分かりました。すみません。大幅な伸びになりますので、そのためにこういった状況が複数年間、基準財政収入額のほうが大幅な伸びになりますので、これが複数年間続く形になりますので、普通交付税のほうについては減額になる仕組みにはなっております。仕組みとしてはそうでございますが、ただ実際の普通交付税の額が減額になるかどうかについては、先ほど申し上げたとおり、基準財政需要額の増減も関係してきますので、基準財政需要額が毎年度伸びてはございますので、社会保障経費等、基準財政需要額の

ほうも伸びておりますので、基準財政収入額がたばこ税の関係で伸びた分がそのまま減額になるかどうかについては、ここは大体総務省からの算定数値、算定結果をもって初めて判明することとございますので、本当に減額なるかどうかというところまで来年の算定の時期になって初めて分かるということとございますけれども、仕組み上は基準財政収入額が伸びますので、その分、普通交付税が減額になる仕組みにはなっております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうなったら困るよね、地方交付税まで減額されてしまうと。このたばこ税があまり、要は7社社があると。要は1社もない自治体はあるわけですよ。普通のコンビニぐらいしかないというような自治体もあるわけですよ。そういったところ、やっぱり7社がある。税収のたばこ税が入ってくるということは、大きいことなのですよ。その辺いかがですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 たばこ税の仕組みが、卸売り等の事業者から小売事業者に卸した、売ったときに、その市町村に進捗納付ということで入る仕組みになっておるものですから、先ほど委員のおっしゃったコンビニとかそういうものの小売事業者の位置づけになっている場合は、そこに対してたばこを売った場合は、その市町村に納める仕組みにはなっています。

あと、先ほど申し上げたJT、日本たばこの場合は人口、成人案分で、沖縄全体で売り上げたたばこ税を案分して交付する形になっていきますので、恐らく沖縄県のJTたばこについては、ほとんどの市町村が人口分の税収をもらっているというふうには考えられると思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、7社宜野湾市にあるという効果、影響というのは、そんなに関係ないということですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 今、宜野湾市に申告納税していただいている会社は全て県外、東京に大きな本社があつて……

○桃原功 委員 7社宜野湾市にあるわけではないわけね。

○税務課長 そうではないです。その7社が宜野湾市の小売事業者が幾つかありますので、そこに売り渡したときに、その小売の事業者がある、所在している市町村に対して、本土のほうの大きな事業者が全国に売り渡して納税していくという、この仕組みになっていますので。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。財政課長にお聞きしますけれども、先ほど仕組み的にはこうやってたばこ税が増額してしまうと、地方交付税にも影響が出る仕組みにはなっていないと。そのようなとき、国とのやり取りで、地方交付税を下げられるなという折衝みたいなのはあるのですか。できるのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。普通交付税については、全国的にはそれぞれの自治体の標準的な財政需要と収入を加味して交付金になっておりますので、ここについては本当に全国统一のルールに基づいて算定がされますので、この辺のたばこ税が増えたから、どうか交付税の減額が影響が少なくなるようにとかという、こういった折衝とかというのをこちらのほうは機会がございません。全国一律のル

ールで算定されて、こちらのほうに提示がされるという形になっております。以上です。

○**桃原功 委員** 分かりました。もう一点いいですか。

○**石川慶 委員長** はい、大丈夫です。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。だけれども、頑張っってねとしか僕は言えないから、頑張っってね。貢献しているので、我々もたばこ税。

普天間周辺まちづくり事業がありましたよね、どこだっけ。資料番号4番、普天間におけるの事業進捗率が43%、真栄原が進捗率が建物においては74%、用地取得においては36%ということだと思っておりますけれども、計画どおりに進んではいるのでしょうか、この進捗率というのは。それとも遅れているのか。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。普天間飛行場周辺まちづくり事業につきましては、進捗につきましてはやはり用地の購入とか建物、物件の補償の交渉の業務とか多々ございますので、若干やはり遅れている状況ではございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 事業以外の、以外という言い方は当たらない、適切ではないかもしれないけれども、やはり歩道橋の存在というのが、やっぱりみんな市民は注目していると思うのです。あの歩道橋がやっぱりどうなる、外されるのか、それともそのまま設置されるのかというのは、三差路であるから普天間三差路に行ったときに、あの歩道橋というのが景観的にはやっぱりないほうがきれいではあるのですが、しかし普天間高校生のことを考えると必要性も分かるし、その辺の進みぐあいというのはどうなっているのでしょうか、あの歩道橋の部分。

○**石川慶 委員長** 企画政策担当技幹。

○**企画政策担当技幹** お答えいたします。普天間三差路の横断歩道橋の件につきましては、ただいま普天間1区自治会、あと普天間3区自治会と意見交換を終わったところでございます。両自治会ともどうしてもやっぱり交通渋滞とかそういうのを引き起こす可能性があるもので、横断歩道橋の撤去についてはやめてほしいと後ろ向きな御意見でしたので、それを踏まえてまた普天間高校とも調整を図りながら、今後どうするかというのを決定していきたいと思っております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 普天間高校側との件になるのかな、普天間高校でいいのかな。その意見交換というのは、何回かされたのですか。普天間高校側の意向というのは、確認できているのですか。

○**石川慶 委員長** 企画政策担当技幹。

○**企画政策担当技幹** 普天間高校に関しましては、以前、父母アンケート、また高校生のアンケートも取っておりまして、撤去についてはしないほしいということの御意見でございました。ただ、普天間1区、普天間3区の自治会の意見も踏まえて、またちょっと普天間高校とも意見交換をしていきたいと考えております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ただ、今、住民の市民ニーズというのは、安全のために残してほしいというのは分かりました。

老朽化という視点から見ると、あそこも相当年数たっていますよね。何年ぐらいたっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 申し訳ありません。ちょっと建築年数を確認しておりませんので、今把握はしておりません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 もう30年、40年ぐらいたっているのではないかなと思うのですが、私が成人してからもうあった記憶があるので、それ考えると老朽化という視点も検討されるのでしょうか。そうするとああいう歩道橋の耐用年数って分かりますか、分からない。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 すみません。今、資料を持ち合わせていないので、ちょっと把握はしておりません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市民ニーズとしては、自治会側も、高校生、父母にしても、やっぱり安全確保のために歩道橋はあってほしいというのは確認できました。そうすると老朽化という部分で、必要であれば建て替えるという方向になっていくのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。現在の歩道橋につきましては、やっぱりバリアフリーになっていない、バリアフリー対応になっていないというのが一番の問題点かなと思っております。残してということになると、やっぱりバリアフリー化も念頭に入れたいといけないのかなと思っておりますので、建て替えになるのかなというふうに認識しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 建て替えとなったら、今は喫茶ルネッサンス分かるかな、分からないか。ふてんま堂という文具屋さんから向こう側には横断歩道があって、ほりかわ時計店側に、要はキンタコ側に橋があって、キンタコ側からこっち側にふてんま堂側に橋がありますよね。2つあるのですが、景観という視点を考えると、いろんなアイデアが出されて安全確保のためにも、あるいは景観的な部分も視野に入れながら進めていただけるようお願いしたいなと思っています。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。

やはり安全面がまず第一なかなと思っておりまして、バリアフリーで、あと交通渋滞と、もちろん景観も大事でございます。その辺も踏まえて、国道事務所さんと調整してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 交換したいと思います。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お願いします。今の普天間周辺まちづくり事業についてちょっと確認したいと思っております。個人的にも確認はしていて、内容は大体分かっていますから改めて確認させていただきますけれども、今、資料番号の説明の中で地権者との交渉等の遅れ等があるので、若干遅れている部分はあるのですが、ございました。若干というのは、これ令和8年から10年まで2年間延びる遅れを取っているわけで、これは若干ではないのではないかなと私自身は思っておりますけれども、遅れがあるというのは、こちら説明は要りませんので、最後のほうで普天間周辺まちづくり整備事業2億3,700万円余りの防衛国庫補助が増額補正に

なっていますので、この増額補正、どのように使われているのか、どのように充てられていくのか、改めて御説明いただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。まず、歳出のほうで御説明させていただきたいと思います。29ページのほうです。説明欄06普天間周辺まちづくり事業でございますが、まず委託料といたしまして真栄原交流拠点施設の実施設を前倒しして、以前、平安座委員の、今質疑の中で令和6年実施設計しますということでお答えしたのですが、令和5年度の補正に前倒しをして実施をしていくというところでございます。

あと工事請負費につきましては、普天間地区の祈念像の原型補修、これに令和6年度実施予定だった分を前倒しして充てる予定でございます。あと、用地補償、土地購入で普天間のほうと真栄原のほうで、それぞれ土地購入を考えております。あと物件補償につきましては、普天間のほうで実施していくことを考えております。以上でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。事業自体は遅れが出ているのですが、今回、国庫補助が補正増になったもので、次年度真栄原地区の建物の実施設計予定だったのを前倒しでやる、要するにスピードアップを図っていくということですね。用地補償は遅れているけれども、事業自体は前倒しで進めていくところの予算増で。

(「はい」という者あり)

○平安座武志 委員 分かりました。ありがとうございます。

では、その他普天間地区、真栄原地区の用地土地補償等を進めていくということなのですが、土地補償、用地補償、どのように進められているのか。例えば、最初のスタート段階では手挙げ方式、要するに交渉が難しいところは後回しにして、手挙げ方式等で交渉がスムーズにいくところから進められていたと思うのですが、現在もそのような方法を取られているのか、それとも別の方法を取られているのか、ちょっと確認させていただけますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。基本的には手挙げ方式というか、やりやすいほうからということでいくのですが、やはり50%近く、43%ぐらいにきていますので、どうしてもやっぱり移転先とかそういったのが決まらないというところもございまして、ちょっと遅れが生じているというところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 手挙げ方式で、取りあえずは早く進められるほうからどんどん進めていただいて、どうか10年という期間は延びましたけれども、事業短縮を図ってほしいなど。いろいろな借家人補償等の問題も真栄原地区の場合はあるというのはお伺いしているのですが、その辺もしっかり丁寧な説明をしながらですが、スムーズに進めていただくと。実施設計も前倒ししてやる。前も一般質問で言いましたけれども、工事期間までの間に、実施設計を終わってこれだけの期間があったというのもちょっとおかしい話ではないかと私は思っていますので、どうかスムーズな交渉を進めて、とにかく2年間遅れたのは遅れたなりの理由があると思いますが、スムーズな交渉を進めて事業の短縮化をぜひ進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。補助元とも調整しながら、我々も早めに事業を展開したいのはやまやまではありますが、相手があることですので、一生懸命事業を進めてまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 では、次に質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 まず、先ほどのたばこ税のほうから始めます。改めてたばこ税を少し確認します。これだけの補正増があるので、非常にいい財源の確保ができた。当然評価も高いわけですけれども、ところがそのたばこ税というのは、帰属市町村の乖離是正として県への交付金制度というのがありますよね。よって、次年度においては普通交付税の減額、それはもう当然減額されているというような制度です。

そこで、市町村の帰属の乖離というのは、具体的に言うと何ですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 お答えいたします。委員御指摘のとおり、たばこ税については1つの市町村にたばこ税が集中しないようにということで、その市町村で受け取れる税額の上限というのが計算式で算出されるようになっております。令和の成人人口1人当たりのたばこの税収が全国平均の2倍を超える場合、その超えた部分を翌年度、都道府県交付金として超えた分を市町村が県に交付すると。今回、補正の額で申し上げますと、12億円余りを行って、具体的に今19億9,500万円、20億円近くの補正予算を計上しています。これが最終的に令和5年度に入ったと仮定して、先ほどの算出式を入れてみると、今年度は上限のことというふうにとられるのですけれども、13億4,500万円余りが宜野湾市の上限額であるということで、残りの19億円から13億円を除いた約6億5,000万円、本年度で6億5,000万円の算出された数字については、翌年の7月までに都道府県、沖縄県ですが、沖縄県のほうに市が交付金として交付しなければならないというふうに地方税法上でうたわれておりますので、丸々今回の19億円が全て使えるわけではないという認識になるかと思えます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 たばこ税というのは、要するに市町村税に比率が掛けられて、分配されるということ、ある意味、これまでも認識としてたばこ税の増収をかけて資力をつけると。そして、その資力によって一般財源からですか、予算を市民に還元をしていくという認識を持っていたのです。でも、この制度というのは、前からあるのですか。これ何の法律ですか。

それは税務課でも財政課でもいいのですけれども、それは制度というのは把握しておりますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。ごめんなさい、私の今知る限りで。国の資料を見ておりましたときに、平成16年度に県交付金の制度というのが創設されたということなのですが、その当時の資料が全く今探せない状況でございますので、制度が創設されたときの議論がちょっと見えていない状況でありまして、ただ、このときも是正をするということであったのですけれども、平成22年にまた改正されて厳しくなっているということでございます。この基準が厳しくされたということでございまして、ただ正直申し上げます、この制度がちょっとしたたばこ税のほうで7億円台で推移してございましたので、この基準額が交付税の算定の中で今現在、令和5年度で申し上げますと13.5億円が基準額になります。それを超える額は翌年度、県の交付税という形になりますが、このような状況になって初めて私たち該当するなというこ

とになりまして、財政課としては初めてちょっとここは気づいたところでございます。気づいて、すぐ他市町村へこの辺のところの確認をさせていただいた次第でございます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 今回、かなり増額をされて、また新たな県への交付、これ7月までに交付をしなくてはならない。その交付額が6億円か7億円あるのでしょうか。そうすると、これはちょっとあれだけれども、市有地を減額使用をして、その誘致をした経緯があるわけよ。だからちょっとつらいね。市有地を。誘致をした。そして、税収アップをしていくという経緯があるわけ。ところが、上限額が13億円余る。それを今回補正も入れて20億円。7億円については県に交付をする仕組みになっているわけ。それはもう制度だからしょうがないと言えばしょうがないかもしれないけれども。

一方で、それだけの申告納税をして、市民にたばこ税を還元していますけれども、同時に市民税にも関わるようなのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 お答えいたします。今回は、たばこ税の予算の増額ということで、たばこ税については毎月、その月分のたばこの売上げを整理して、翌月に納付ということで毎月納付になります。それである程度予算の規模というのは見えてきます。法人については、当然宜野湾市に売り渡したので、これだけたばこ税の申告があるということは、宜野湾市の小売事業者がそれなりにたばこを売っているということで、法人税にも影響があるかとは思いますが、法人事業税については1年間の年度を超えて2か月後に申告するというちょっと流れがあるものですから、今の時点でその情報は入っていませんので、恐らく来年以降の法人税はちょっと見ないといけないのかなと。

ただ、たばこ自体が、そもそもたばこ1箱当たりのうち6割が税金、たばこ税と消費税という税金になってきますので、その4割部分をまた事業者の方というのはいろんな必要経費とか、設備投資とかそういったものが出ていくわけですから、たばこがこれだけ入るということで法人税も同じぐらい入るようなイメージではない可能性もありますので、法人税については本年度ではなくて、恐らく来年度少し様子見たいと思っています。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 いわゆるこれだけの収益と納付があれば、法人市民税に跳ね返ってきますでしょう。当然なこととして、それはもう次年度当初予算税、どれだけの計上するか、またこれも楽しみというか。また、そこを還元してもらわないと、せっかくここまで努力をしたにもかかわらず、今回、13億円余りの補正を計上するに当たって、7億円がまた県に返還をしなくてはならないというようなことなので、県は受皿は何になるのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 お答えいたします。沖縄県のほうでは、市町村たばこ税県交付金ということで市町村から受けたもののほうを計上はしております。恐らくこれは一般財源として使われるものというふうに認識しております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 県もまた受皿として準備しているようですけども、他市町村で同じようなケースが発生し

ております。例えば浦添市においても土地開発公社が戦略的にその事業進めていた過去があるのです。これら例えば浦添市だけではなくて、このように成人のたばこの消費に伴う上限額の3倍から2倍に制度が変更されたのですよね。それを超えている自治体は、ほかにどこがあるの。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 お答えいたします。沖縄県に確認して、これまで同様の実績があった自治体を確認したところ、那覇市と浦添市が過去に沖縄県に交付があったということで、これが那覇市のほうが平成28年にたばこ税の決算額が46億7,000万円余りの決算になりました。それで翌年度、平成29年に県に2,000万円返しております。ということは、那覇市は46億円近い上限額があった。那覇市は人口が多いですので、人口分で計算すると宜野湾市の上限額よりもかなり上のほうに設定されますので、それが那覇市のほうでは1件ありました。

その後、平成30年です。浦添市のほうが、たばこの決算額が22億円ということで、翌年令和元年に県に5億4,000万円返している。この差を見ると、浦添市のほうが大体16億円ぐらいがアップパーという形だったと思います。こういった形で、今那覇市と浦添市が県内では実績があると判断しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。

しかし、今回、補正でこれだけの額が、財政運営の面では余力があるという意味で、それはそれとしていいと思います。今後の課題もいろいろありますけれども、これはどうなるか、国の交付税についても当然減額されていくと思いますので、それは十分検討していただきたいと思います。

それからもう一点、29ページの企業版ふるさと応援寄附金積立金、これについて少し確認をさせていただきたいのですが、それは那覇空港ビルディングからの寄附が計上されているようなのですけれども、なぜふるさと基金に積立てをするのか。基金も幾つもあるではない。積立基金も幾つもある中で、このふるさと基金に積立てをするというのは、どのような意味があるのか説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 上地委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書29ページ、2款1項6目、説明欄04宜野湾市企業版ふるさと応援寄附金積立事業1,000万円の増でございますが、こちらをなぜ企業版ふるさと応援基金に積み立てるのかという御質疑だったように思います。こちらは先ほど上地委員からありましたとおり、今年10月30日に那覇空港ビルディング様から本市の西普天間住宅地区における沖縄健康医療拠点の形成にぜひ使っていただきたいという御希望がございまして、1,000万円の御寄附をいただいております。こちらを今後、私たちとしては、那覇空港ビルディング様の御意向に沿った形で、なるべくそういった活用をしてまいりたいと考えておりますが、まずこの1,000万円の寄附、年度途中でいただいております。

令和5年度の事業は、もう既に動いておりますので、すぐに令和5年度に1,000万円を活用するということは大変厳しいものでございます。そのため、年度に関しては、ちょっと今記憶はございませんが、企業版ふるさと応援基金については、こういった寄附が年度途中にあった場合に、すぐに使えればいいのですけれども、これをすぐに年度内に活用することが難しいことももちろん考えられますので、令和2年度だったかと思いますが、その際にこういったことを勘案して企業版ふるさと応援基金の条例のほうも制定させていただいております。

今回、この1,000万円の寄附を今12月補正で積立てをさせていただきたいと考えておりますが、具体的な活

用につきましては、今後、令和6年度当初予算の際に、那覇空港ビルディング様から御希望がございました使途に該当するような事業に対してしっかり充当をしていきたいと考えております。ただ、これを令和6年度で一気に全部使ってしまうのか、またもう少し継続的に使っていくのかというところにつきましては、担当課のほうとも十分調整しながら、充当活用額を調整してまいりたいと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 西普天間の事業に対して歳出をしていくというようなお話だと思うのだけれども、基本的には宜野湾市の総合計画に基づく施策にしか充てられないと思う、これは基本です。その施策というのは、一体どのような事業を構築しているのか。これは、今、市が進めている事業に対する、文科省の補助もらって、そのハード整備を今やられていますよね。その一部にそこが歳出をされて使われるというようなことになるのですか。

(「もう一度だけお願いしていいでしょうか」という者あり)

○上地安之 委員 宜野湾市の総合計画自体に基づくのが、これが基本ですよ。それはまさに医療拠点の人の利用のように、それを今、市が進めているではない。その1,000万円の歳出というのは、当然基本方針に基づく施策にしか充てられない、これが基本だと思うのです。ですから、今、市が進めている事業の何に対して充てる予定にしているのかというのを確認させてください。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 この総合計画に基づくこういった事業に充てていくのかというところでございます。この企業版ふるさと納税につきましては、もちろん総合計画も関連するのですが、まち・ひと・しごと総合戦略、これに掲げられた施策に対して充当ができる、活用ができるというスキームになっております。宜野湾市は、現在、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めておりまして、計画期間は令和3年度から令和6年度までの4年間の計画となっております。総合戦略の施策の中に、健康づくりによる地域づくりというのがございまして、これはたしか基本目標④だったと思うのですが、その中に健康づくり施策の中に西普天間住宅地区における健康医療拠点の形成の取組というのも総合戦略に位置づけられておりますので、主にそういった施策に活用を図っていくものと考えております。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 少し補足させていただきたいのですが、今、企画政策担当主幹からあったようなスキームのとおり活用していくのですが、あくまでも宜野湾市の事業に充てていくという形になりますので、現在、西普天間で整備している琉大の整備のほうにトンネル的に出していくということにはなりませんので、あくまでも宜野湾市の事業に充てていくという形になります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の説明で理解をしました。市の事業に対して活用していくというようなことで、これはそれからすると、裏負担の部分を活用するというような話なのかな。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 この活用、裏負担にも活用するかということですが、企業版ふるさと納税に関しては、もちろん補助事業は限定されておりますけれども、補助事業の裏負担分にも活用できるものでございますので、そういった活用は念頭に入れております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。1,000万円の高額な寄附をされて、ありがたい話ですよ。そしてまた、恐らく琉大病院は国の支援をいただいて整備をするわけですが、それだけではないから、大きな施設がほかにもありますから、そういったことも検討していただきたいです。これはよろしいです。

それから、債務負担行為も今できますか。

○石川慶 委員長 はい、できます。

○上地安之 委員 債務負担についての資料を少し確認をさせてください。その一覧の事業については年度内契約により実施をしていますよね、全て。年度を越すと予算なし執行に値するのです。

そこで、これは事業の確認なのだけれども、番号の1番、受信障害対策事業に係る維持管理業務委託、その委託名義を少し確認させていただけますか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 お答えいたします。普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業に係る維持管理業務委託料の事業内容でございますが、これは普天間飛行場があって、これは航空機が飛行すると地デジの受信障害があるということで、これまで対策をしてきました。対策の方法としましては、民間の業者がケーブルテレビを活用しまして対応したところですが、その保守管理業務が発生しますので、その契約が当初これ平成23年からスタートしまして、令和3年度で10年契約をして、令和4年度と5年度については単年度で契約をしています。これについては令和5年度からとなっておりますけれども、実際は令和6年度からの10年間の債務負担を組ませていただいているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは各部の債務負担の期間というのが今説明があったのだけれども、今回10年度分ですよ。これまでは10年違いますよね。それは何で今回は10年にしたのですか。そして、今までは3年、5年になっています。今回10年にした理由というのは何ですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 当初も10年間の債務負担を組んでおりました。対応しておりまして、その間、普天間飛行場が仮に返還した場合には、途中で変更契約で解除できるような附帯をつけて契約をしました。一旦令和4年度と5年度は単年度契約となってございますが、これは平成23年度当初に防衛のほうを対象区域を3地区、宜野湾市は全域ではなくて、対象地区を絞られてしまっていたのです。ただ、被害は全域からあるということで、その後の調整で令和3年、4年、5年とか追加で工事を対策し、ちょっと件数が不明でしたので単年度契約をさせていただいておりました。今回、令和5年度で工事が一旦整理されますので、それで令和6年度から10年間ということで債務負担を組ませていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに、それは一般財源なのですから、何らかの措置の対応というのはありますか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 この対策をしたときに合意のほうを行政もさせていただいた経緯がございますけれども、対策工事については補助メニューがありますが、維持管理費についてもちょっと補助メニューがないということで、もうちょっと、ただ今後、当初と比べますと、やはりこの対象地区も広げたものですから、やはり

当初と比べるとこれ運用しまして310万円ごとに維持管理費が生じますので、これについては今後10年で3,100万円、単年度だと310万円程度になりますので、当初に比べるとちょっと倍近く膨らんできていますので、その財源については一応国のほうの今後導入も検討してまいりたいと考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、期間が事業によってかなりばらつきがあるのだけれども、10年の期間契約とか、また1年というのものもあるわけだ。この1年というのは、債務負担でやるべきなのかなと、当初予算で計上すべきものなのかなとも思ったりするわけだけれども、それについての考え方はどうなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、上地委員の御質疑にお答えいたします。債務負担行為の期間の件でございまして、1年間の期間が設定されているものについて当初予算等で組めないかというところの御質疑だと思いますが、こちらについてはどうしても翌年の4月1日での契約、しかも契約内容の履行を始めていただかないといけない必要がございますので、債務負担行為を12月で設定させていただきまして、その債務負担行為を予算として今年をもって年度内で契約をさせていただいて、4月1日からすぐにスタートができるようにということで設定をさせていただいているものでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。

最後に、先ほどの件だけれども、これって基地渉外なのですよ。たしか第9条の調整交付金で加入されているとも理解をしているのです。それは当然言えませんから、皆さん方がその意識を持って9条調整交付金に対する基地から派生する課題として9条の調整交付金としてぜひとも今後、要請も含めて対応してもらいたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、委員の皆様、1時間たっていますので、10分間休憩入れた後に再開したいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時03分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時13分）

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、2款総務費、12款公債費、14款予備費の審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方、挙手をお願いします。桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。では、すぐ終わりますから。資料番号の5番をお願いいたします。普天間返還跡地転用推進事業なのですが、多和田部長の答弁で地図に落とし込んでいくととても大きな広い地図になるので、ちょっともうそれは勘弁してほしいということで、面積と金額のみ提示をいただきました。今回の、今回ではないね。平成24年度から令和4年までの合計の取得面積が10万8,000平米だと思うのですが、10万8,915平米、なかなかぴんとこないのですが、10万8,915平米というのは東京ドームが4万6,000平米だし、よく比較されるのが東京ドームの100倍という言い方しますよね、普天間基地が。そういうのを考えると10万8,000平米というのは東京ドームの2.5個分ぐらいという感じになると思うのですが、年度、年度の予算の都合もあって、取得金額が増減はもちろんあるのでしょうけれども、その定期購入とい

うか、今回の購入について、補正での購入について、ある程度計画的な購入なのかどうか、それともたばこ税のあのような増額分があって、例えば土地取得に回しているという背景もあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 お答えいたします。普天間飛行場返還転用促進事業の用地の取得の件ですけれども、当初は学校用地でありますとか11万5,000平米を買取りの目標としておりました。

○桃原功 委員 11万5,000が目標。

○基地政策部次長 はい、ございました。しかし、そこに令和4年度中に想定の減歩率が、当初は30%程度で見込んでいたのですけれども、西普天間の減歩率と参考にしていると約38%の減歩率になりましたので、減歩率の見直しと、あと児童センター2館分と市庁舎の見込みをしまして、特定事業の見込みを目標面積を19万5,400平米に修正をしております。8,000平米ほど当初目標より上乘せをしております。

○桃原功 委員 上回っている。

○基地政策部次長 はい。目標面積を少し増やしております。そのうち令和4年度末現在の取得面積が10万8,915.96平米で、取得率にしますと目標の約56%ほど……

○桃原功 委員 56%。

○基地政策部次長 はい。今回、令和5年度は、当初で約2万5,000平米ほどの買取りを見込んでございましたが、これが結構本年度、申込みの状況がよくて、それで見込みで資料の下のほうに12月補正後となっておりますが、面積が2万9,130平米ほどの今相談を受けてございますので、当初見込みと比べまして約4,103平米ほど多めに買い取れる見込みとなっておりますので、今回の補正としております。

これいつ頃までにかけて買取りをする計画なのかということですが、当面、今の19万5,400平米を令和8年度までに購入したいという目標は立ててございますけれども、これは基金を積み立てて、残高が県の一括交付金等を活用してございますが、今後、この資金のほうは課題となっておりますので、これについては今国のほうにも要請をしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 買取り方法というのは、公募のみなのですか。それとも皆さんから、例えば普天間飛行場のこの部分というのは公共用地的に非常に重要なので、ここをターゲットに、ここの地主さんを探してというやり方もあるのですか、それともそうではなくて、全て公募をかけたの購入方法なのですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 お答えいたします。買取り対象の分については、基地内の軍用地であれば買取り待ち分で、主に地主さんを対象に文書のほうでお知らせをしたり、あとホームページなどでお知らせをします。令和3年度からなのですけれども、地主さんを対象に令和3年度と令和4年度につきましては戸別訪問です。

○桃原功 委員 戸別訪問。

○基地政策部次長 はい。500件、普通の戸別訪問をしております。これは業者のほうと委託をして、業者のほうで500件、令和3年度と4年度と訪問をしております。

今回、伸びた要因ですけれども、令和5年度、本年度は戸別訪問の件数を1,000件増やしておりますので、この辺の戸別訪問件数を増やしたものが大きな要因だと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、購入方法は公募方法と、皆さんが出向いて営業をかける方法、2種類あるということでもいいですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 買取りのものは、中であれば、希望する方であれば、抵当権が入っていなかったりとか、そういう1人分の名義であれば、ちゃんと皆さんの同意ができているのか、その辺のことを整理させていただいて、最終的に合意に至れば契約させていただいてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、例えば公募をかけると普天間飛行場のまとまった用地でなくても、虫食いみたいに点在になった取得方法、取得になっているのですか。虫食いという言い方は、ちょっと表現悪いかもしれないけれども。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 はい、そのとおりでございます。どこのエリアということで区切つての買取りではなくて、軍用地内であれば相談させていただいて、金額の面であったりとかそういったもので合意がいただければ、契約させていただいています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 だけれども、取得しても、また取得後は防衛省から軍用地料というのは宜野湾市に入っているわけですね。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 はい、名義変更すれば、その後は市のほうに用地料は入ってきます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料として、普天間基地内あるいはキャンプ瑞慶覧内、2つに大別して軍用地料の増額の推移というのは、資料として頂けるのでしょうか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧の……

○桃原功 委員 キャンプ瑞慶覧、キャンプ瑞慶覧のまだ一部宜野湾市側って残っていますよね。全てが西普天間51ヘクタールで、宜野湾市の部分がなくなったというわけではないと思うのですけれども。

○基地政策部次長 賃料として入ったものは賃料として載せるかということですか。

○桃原功 委員 はい。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 ちょっと確認をして、提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。よろしく願いいたします。

あと、債務負担行為なのですけれども、本予算書の7ページ以降であるのですけれども、これちょっと前にも私指摘したことがあるのですけれども、例えば警備委託料というのが3件出てくるのですけれども、どこが本庁でというふうに括弧書きで書いたほうが質疑もしないで済むので、書いていただけないかなと思う

のですけれども、警備業務委託料が2段目に400万円、一番下段に警備業務委託料で8,300万円とあるのです。次のページにもあるのですけれども、こういうのって書けないのですか。書いたら、もう質疑しなくてもいいのです。本庁分とか、あるいは本庁依頼分とか、そのほうが分かりいいと思うのですけれども、いかがですか。

(「資料をお配りしている中に」という者あり)

○桃原功 委員 何番。

(「今日出ている」という者あり)

○桃原功 委員 今日出ている。ああ、そう。今日出ているのですって、ごめんなさい。書いていますね。すみません、失礼しました。ありがとうございました。

ちょっとお尋ねしたいのですけれども、道路維持管理費……

○石川慶 委員長 すみません。8款になるので、午後でお願いします。

(「2款と書いてある分を今」という者あり)

○桃原功 委員 失礼しました。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、本会議でも資料をいただきましたので、不動産の売買、資料12番です。それは大丈夫ですかね、歳入ですから。

○石川慶 委員長 はい。

○我如古盛英 委員 今回、5筆が対象ということで説明があったのですけれども、ほとんど5筆が多いですね。ありがとうございました。後ろのほうにこういった形であれば分かりやすいのですので、これからもこういう形でやっていただきたいと思います。

特に議員の出身地、住所でも分かるのですけれども、地番というのが、土地の地番がこういう形ですので、本当にどこに所在しているかは登記所の公図を見ないと分からないのですよ、私たちも専門ではないものですから。だからそれももう少し分かりやすい資料も欲しいなどは思うのですけれども、これでいいと思うのですけれども。

今回出ている里道をほとんど大きな主要道路沿いのものが出ていて、1か所だけ大山が平米単価が少ないのですけれども、この単価というのはどういう形で、多分単価を決める方法があると思うのですけれども、これについてお願いしたいと思います。単価の決め方。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。まず最初に、地番については、契約をする際には、実際に所在、登記の番号でやりますので、こちらの表記になるというのを理解いただきたいと思います。

あと、金額なのですから、単価……すみません。申し訳ありませんでした。路線価、この土地の近くの関連する路線価を見て、それで0.7掛けをした、あと面積を掛けて価格を出しております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その路線価に関してなのですから、そういう単価の決め方しか買い取りできないのですけれども、それ余談になるのですが、先ほど普天間のまちづくりとか公共用地の買取りの状況があるのですけれども、そういったものも路線価を中心にした買取り価格に一貫性というのでしょうか、例えば売払

いのか、あるいは市が買い取るときに単価というのは、それは計算の方法としては一緒なのか。違いますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。通常、まちづくり事業とかそういった事業を行う場合は、土地の評価をいたしまして、近似値とか取引事例とかそういったものを評価しながら単価を決定していくものでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは、少々違う場合もあるのか、不動産売払いの単価の決め方は路線価だけでやっているということですね。はい、分かりました。

それから、年間こういった形で件数が多くなるということは、やはり土地利用が、皆さん、土地利用に対して注目というのですか、意識が高いということになるのではないかなと思うのですけれども、そういうときに手続等があると思うのですけれども、この不動産売払いの場合、やっぱり手続としては従来どおりの手続で行われている状況で理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この里道については、建設部の道路整備課が管理しておりますので、まず道路整備課のほうで里道を買取りたいという申請者から申請をいただきます。それを受けて道路整備課のほうで審査いたします。それが整ってオーケーであれば、里道ですので、それを普通財産にするための用途廃止という手続をしまして、それが完了して普通財産となったときに、総務のほうに引き継がれまして、契約を総務のほうで行うという流れであります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 道路整備課のほうで審査ということですが、年間、今12月ですから納税無理ですが、そういった手続をして申請をして、その売払いができないという里道も出てくるのでしょうか、そういったところもありますか。申請したら全部。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の話は道路整備課の業務になりますので、もしよければこの後で……

○我如古盛英 委員 午後にやる。

○総務部次長 聞かれてもらったほうがよいかと思います。

○石川慶 委員長 大丈夫ですか。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは、では債務負担行為は大丈夫、午後に。なれていないです。一応ここで止めましょう。歳出は午後になる。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。資料の4番、普天間飛行場周辺まちづくり事業の進捗状況について、先ほどから質疑ありますけれども、補正予算書29ページ、3億1,165万2,000円になるのですけれども、内容のほうを確認をしていただけますか。財源のほうを少しお話しになっていたのですけれども、基本的な確認だけさせていただきたい。

事業のうちの国庫補助金2億3,192万9,000円の確保ができるという見込みで補正予算に上げてきて事業を

進めていくよというふうになっている予算書と思うのですけれども、そこで市債も7,960万円、さっき国庫補助金のほうがある程度確定してきて、これ見てみると、それでしっかりとしたり取りできているのかなというふうに、皆さん、これ11ページの地方債の説明書きのほうで補正前と補正後の限度額のほうが記載されております。これ極端に計算すると7,960万円が市債になるよと。それを基に事業を進めていきますよということだと思うのですけれども、この市債の充当率がどのようになっているのか、少し確認させてください。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上里委員の御質疑の予算でいきますと25ページですね。市債、22款1項1目の普天間飛行場周辺まちづくり事業債につきましても、2つの市債がございまして、まず一般補助施設整備費等事業債と、あと緊急防災減災事業債、両方を予定してございます。一般補助施設整備費等事業債につきましても75%の充当になってございます。緊急防災減災事業債につきましても100%の充当率になってございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 充当率が高ければ高いほどいいものと思いますけれども、それと充当後の今年度の予算の中で、その返済があると思うのですけれども、その財源規模に関する割合、実質公債比率の。そういったやり取りはどうなっているか確認させてください。適正ですよ、妥当ですよということでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。今回も事業費の増というところでございまして、交付金、防衛と補助金のほうの今ある地方債を充てていくという形で7,960万円補正の増をさせていただいているところでございます。予算書の最後のページになりますが、予算書76ページ、こちら地方債の年度末の残高という形で調書を作らせていただいておりますが、合計の欄、2つ目、前年度末現在高281億1,300万円余りという形となっておりますが、そこから今回また増額で補正をさせていただいて、今年度の借入れを行う形と、あと今年度返す償還の見込額というものが並んでおります。去年の分ですね。記載見込額と元金償還見込み額、今回、元金償還見込額のほうが上回っておりますので、補正後もなお元利償還見込額のほうが上回っております。令和5年度の当該年度末の現在高見込額というのは、前年度末、現在額より減少するという見込みで今回、調書のほうも作成させていただいております。

令和4年度決算のほうで、我々の宜野湾市のほうの財政使用として実質公債比率でございまして、こちら前年度よりも数値のほうが下がっております。さらに国のほうで定めている早期健全化の基準も大きく下回っている状況でございますので、それについては特に問題ない状況だと認識したところです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 それだと、今何%になってますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今回、6.02だったかと思えます。ごめんなさい、今ちょっと資料……

○上里広幸 委員 6%台と。

○財政課長 6%台という。ごめんなさい、ちょっと今資料を持っておりませんので、高い値ではないです。すみません、失礼いたしました。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 理解いたしました。そこでちょっと教えていただきたいのが、64ページ、12款公債費なの

ですけれども、長期の利子ですけれども、部長のほうから説明があったのですけれども、長期債の利子について1,613万1,000円の減となっているのですけれども、ちょっと理解が伝わってなくて、その辺を簡潔に。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。予算書64ページ、12款1項2目の公債費利子の減額についてでございますが、こちらについては当初予算の段階では、それぞれの事業費に対する地方債の金額というものを見込んで歳入のほうに計上していきませんが、その借りる利率というのは、やはり借りる年度にならないと実際の国からの提示の利率であったりという、実際に契約するときの利率が適用されますので、そのときになってみないと分からないものでありますので、こちらのほうで少し大きくてこれぐらいの率であろうという率を設定させていただきまして、それで予算計上で利子の額を計上させていただいておりますが、実際に令和5年度に入って借入れを始めている分について、想定していた利率を超える低額で借りることができておりますので、そのために利子の予算のほうが減額補正ということで今回提案させていただいております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりやすい説明ありがとうございました。この事業、また慎重に進めていただきたい。権利者も非常に多い内容になってきます。今、実際に工事が進んでいるなということで解体工事とか、そういうのも市民から問合せがあったものですから質疑させていただきました。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 たばこ税について、もう少しお聞きしたいのですけれども、宜野湾市へ陸上競技場の隣に横文字の会社名だったと思うのですけれども、エムアンドケイだったかな、たばこ卸業者が誘致というか、大分前に来ましたよね。ああいうふうと同じ業者があることによる税収の部分の視点で見た場合の増えるという視点もあるのですか、こともあるのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 ただいまの御質疑なのですが、先ほどもちょっと申し上げたのですが、たばこの税の流れが製造事業者、卸販売事業者が小売に売り渡したときに、小売の所在している市町村に納付するという仕組みがあります。そうすると、小売の所在する市町村の小売事業者の取引の量だったり、あと件数だったりというのが増えれば、当然その下のたばこ税は増えるというふうな仕組みになりますので、ちょっと個別のケースについてはお答えはできないのですが、こういった形で事業者が増えると、そこに卸すたばこ税というのが表れてくるのかなとは思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、陸上競技場の隣にあるあの卸業者があることでの税収による恩恵というのは、特にないわけですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 たばこ税自体の申告は、あくまでも製造卸の事業者が市に対して行うものになっております。その事業者自体がどういう形で製造卸からたばこを買っているかというところは、これはちょっと我々のほうでは見えないところでありますので、直接つながっているのかどうかは、これは事業者の営業活動の内容

の範囲に当たりますので、私たちからはそこまでの答弁はちょっと難しいかなと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうなのだ。あの企業がそこに入居する際には、そういう卸業者が入ってくることによるたばこ税の増額というのもちよっと聞いた記憶があったので、私自身に。では、それ全くないわけですか、恩恵みたいなものは。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 そういった過去に、宜野湾市が例えば誘致をして、その事業者自体が卸売の立場として宜野湾市で卸していれば、そこに入ります……この方々に卸売のほうの小売事業者として卸した場合は、当然宜野湾市に税が入りますので、幾つかそういう小売事業者が増えることは税収につながっていくものだと思います。多分、それは過去の企業誘致もそういった誘致することによって、たばこ税が増えるというお話もあったと思いますが、それはやり方の中では一応理にかなっているやり方ではあると思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あのときに、そういうふうに恩恵があるので、宜野湾市側としてもそういう企業、卸業者を誘致というか、入居させたいという記憶があったものですから、ちなみにあの業者さんてまだそこにあるのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 たばこ税については、あくまでも東京の7社が直接私たちに申告納税という流れがあるものですから、この7社がどういう取引で市内の方々とやっているかというのは、ちょっとそこまでは我々の言える範疇ではないものですから、そこのおっしゃった特定の事業者の件についても我々では把握はできていないです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今おっしゃることは理解しますが、ただあの陸上競技場の隣の建物にやっぱり公用地、市の土地、そこに箱を造って誘致するという提案を私たち受けて、賛成した記憶があるのです。そういった意味では、ある、あるいはもう撤退して、ないぐらいはちょっと答弁欲しかったなとは思いますが、はい、分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進行の声もありますので、進めていきたいと思えます。

○石川慶 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時47分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第73号に対する質疑を許します。

3 款民生費、4 款衛生費、5 款労働費、6 款農林水産費、7 款商工費及び2 款、10 款の一部について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時02分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時03分)

○石川慶 委員長 質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 台風6号による被害のことについて補正4ページでしたっけ、教育振興費、計上されている……

(「57」という者あり)

○我如古盛英 委員 説明資料も出ていますので、それから少し質疑をしたいと思います。57 ページですね。

(「資料番号8番のことでしょう」という者あり)

○我如古盛英 委員 そうです。資料番号8です。ページは57 ページです。大丈夫ですよ、これ。

○石川慶 委員長 10 款ですよ。10 款は6 項1 目が今の時間になっていますので、次の時間になります。休憩の後。

○我如古盛英 委員 福祉推進部が終わってからですね。

○石川慶 委員長 このオレンジの枠。今入っているのは、灰色の枠で次の。

○事務局 主に今は福祉推進部、健康推進部、市民経済部がメインです。

○我如古盛英 委員 もといです。進行してください。

○石川慶 委員長 では、質疑のある方いましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 では、資料ありがとうございます。資料番項6番の生活保護費、予算書の44 ページをお願いします。資料も資料番号の6番で、令和2年度から5年度までの医療費扶助費の平均額、これ平均額なの、総額ではなくて。上半期4月から9月ごと、月ごとの平均額。よく分からないな。

この頂いた資料の上半期4月から9月までの月ごとの平均額とあるのですけれども、1億5,500万円が平均額、よく分からないのですけれども、これ表の説明いただけますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 今回、資料に上げています真ん中の表なのですけれども、過去3年分の上半期の4月から9月の月ごとの平均額を資料として出しているのですけれども、これは令和5年度の実績が9月まで出ておりますので、比較としては過去3年分を4月から9月の月平均ごとで見たほうが分かりやすいかなということで資料のほうに記載しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。今回の補正額が2億800万円ですけれども、補正理由をまずお伺いします。増額理由。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 増額理由につきましては、資料の上のほうです。1番、記載していますけれども、生活保護事

業の医療扶助費の増額理由については、新型コロナウイルス感染症が感染症法上において令和5年5月8日に2類相当から5類感染症へ移行したことに伴ったことが主な要因で医療扶助が当初想定していたよりも増加しているということでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。令和3年度、令和4年度、令和5年度の比較見ると、令和4年度が若干1,000万円ほど令和3年度と比較すると少ないですね、金額自体は。令和4年度は1億5,500万円、令和3年度が1億6,500万円、要は減っているのですけれども、これはやっぱりコロナによる通院控えということが原因なのですか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 はい、そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 やっぱりその反動も5類に移行したということで、今回の2億円余りの増え方になっているのですか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 この件に関しては、また資料のほうの一番下のほうに考察というものに書いてあるのですけれども、令和4年度と5年度を比較すると医療費全体のうち入院費が約7割以上増加しております。医療機関において5類移行、前は入院患者の受入れ制限がありましたが、5類へ移行したことで受入れ体制が通常に戻ったということで、入院費が増加したものと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の増額分の2億800万円というのは、この見積りというのは実績に基づく算段なのですか。この見積り、2億800万円という金額、見積り額というのは、皆さんの要はこの考察のところにあるようなことを理由に、これぐらい増えていくだろうという見積り額ということで理解していいのですか、2億800万円というのは。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 今回の補正増の算出根拠としましては、ちょっと細くなるのですけれども、令和5年度の医療費扶助、所要額の積算ですね。こちらのほうが令和5年10月末現在として令和5年度の医療費扶助は、10月までが実績額になります。11月から3月までは見込額として算出しております。11月以降については、見込額の算出については新型コロナウイルス感染症法が5類となった5月以降受信分の補助費の平均額、金額で言いますと約1億9,400万円を下半期10月から3月の見込額として算出した次第でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 せっかく資料頂いたので、令和4年度が1,000万円ほど対前年比で減っていますよね。この平均額が1億円、令和3年度が1億6,500万円、令和4年度が1億5,500万円減っているのですけれども、これはコロナに対して例えば入院が不可能になったとか、要はコロナ患者が増えていて、そこの病院に入院できなかつたり、あるいは通院できなかつたりもしたのか分からないのですけれども、その反動というか5類に移行したことで、今回、また令和5年度は1億9,000万円、3,500万円増えているのですけれども、この平均額から見ると。要は、この令和4年度の実績というのは、つまり行きたくても行けない、入院したくてもで

きないということで、市民が例えば死亡されたとか、これが通院できなくて、あるいは入院できなくて死亡までいたってしまったとか、あるいは重症化してしまったとかというような数字もお持ちなのですか。そこまでは把握できていない。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 受入れ体制のものもあるのですが、今言った細かい部分というのは、ちょっと把握はしてございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。

では、続いて次のページのこども医療費助成事業、補正予算書の45ページ、説明番号の03番、こども医療費助成事業8,600万円増額になっています。手足口病といったのかな、本会議で。この増額理由を改めてお尋ねします。

(「45」という者あり)

○桃原功 委員 45ページ。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。補正予算書45ページ、説明欄の03番、こども医療費助成事業8,600万6,000円の増でございます。主なものにつきましては、こども医療費のほうは8,398万3,000円の増となっております。

資料の7番をお願いいたします。資料の7番では、こども医療費の助成額につきまして令和4年度、令和5年度の月ごとの助成額及び件数をお示ししてございます。また、右側のほうには、沖縄県感染症情報センターのホームページより、子供たち、もしくは大人の間でもはやったかもしれないのですけれども、感染症の流行警報ですとか流行注意報などの情報を載せてございます。令和5年度につきましては、4月、5月につきましては令和4年度と比較することが難しいのでございますが、こちらはちょうど令和4年4月からこども医療費が中学生まで拡充したことによりますので、令和5年4月分、5月分は対前年月の伸び率が300%ですとか236%になっているのですけれども、こちらは参考にはできないのかなと考えております。

その後、令和5年度6月分から例えば助成額が月々3,200万円余り、7月が3,700万円余りなど対前年度の月比で110%、113%、120%、121%、108%など毎月増えている状況でございます。その中で一番9月のものが121%で伸びが大きいものですから、そちらで11月以降の毎月の医療費のほうを積算いたしまして、トータルで4億7,179万4,000円が必要となりますので、今回は補正予算として8,398万3,000円の増を要求してございます。

主な理由につきましては、先ほども申し上げましたが、手足口病やインフルエンザなどの流行、感染症の流行が主なものだと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料番号の7番の今説明された網かけされた表の部分なのですが、今、課長がおっしゃったように9月の助成額の増加率121%に、それを頂点なのか分かりませんが、そこが一番多いので、それに合わせたものを11月、12月、来年の1月以降も121%の見立てということでよろしいのですか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** お答え申し上げます。はい、そのとおりでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 12月、1月、あるいは一番寒い2月になったら、さらに例えば年末年始の家族間の交流、あるいは家族以外との触れ合いとか多くなると思うのですけれども、この見立てで特に問題はない。要は、2月には130%にしないとせっかくの見積りですから、こういうふうな傾向にしくなくてもいいのですか。それでよしと、それでいくと。

○**石川慶 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** そうですね。冬場になりますと120%、実際どのような形で受診が本当にできるかどうか見積もるのにはかりかねるというのもありますので、こちらとしましては現在、把握検討できるような形の数値を用いて予算の補正をいたしております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 広がらなければいいね。ありがとうございます。

あと、もう一件あったのだけれども、高齢者福祉もこっちだっけ。

○**事務局** 高齢者福祉も介護がありましたので。

○**桃原功 委員** ちょっと待ってください。ページが37ページをお願いします。民生費の社会福祉費の3目の老人福祉費、とうとう私も前期高齢者の通知が来てしまいました。初めてシルバーパスポートというのを手にしたのです。そうしたら、思ったほど利用店舗が少ないなと感じたのですけれども、この中に敬老祝金支給事業103万5,000円の減額になっているのですけれども、減額理由をお尋ねします。減額させてはあかんのではないと思うのだけれども。

○**石川慶 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** ただいまにお答えいたします。37ページ、3款1項3目老人福祉費の説明欄02敬老祝金支給事業ですが、減になった理由としましては、当初予算の試算に当たっては、前年度の10月末現在の見込み人数で試算をしているところなのですけれども、支給に当たっては実際にその年度に入ってから、例えば高齢者平均だと令和5年3月31日現在、カジマヤーだと、ちょっと祝い日によっても基準が変わってきますので、令和5年8月31日現在、米寿祝いとか101歳以上の方々については……すみません。トーカチについては7月31日現在の実数に基づいて支給しておりますので、前年度から死亡あるいは転出等で減った人が要因となっているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうしますと、今年度予算の数字の人数の見立てと実際の見立てがやっぱり差異があって、予算当初よりは減っているということは死亡されているということなのですか。

○**石川慶 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 委員おっしゃるとおり、前年度の10月末現在では御存命の方が本年度に入ってお亡くなりになったのが多くて、それ以外にも市外の施設に入所したりとか、そういった理由で市外に転出された方がいて、それが減になった要因となっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 転入転出というのは、どちらもどっちですよ。そんなに大差ないですよ。やっぱり死亡

されてしまったというのが、数字的には大きいのでしょうか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの質疑にお答えします。例えばですが、高齢者祝金というのは101歳以上の方々が対象なのですけれども、去年の10月末現在だと104名。

○桃原功 委員 104人。

○健康推進部次長 はい。いらっしゃったのが、実際には64名ということで40名ほど減になっていると聞いております。

○桃原功 委員 そんなに。

○健康推進部次長 はい。高齢になればなるほどお亡くなりになる方が増加しているのかなということ考えているということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちなみに、それで60万円減額なのかな。高齢者祝金でお幾つから幾らもらえるのですか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 お答えします。100歳以上が対象となります。

○桃原功 委員 金額は1万円。

○健康推進部次長 カジマヤーと高齢者祝金が1万5,000円、米寿（トーチ）については1万円となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 やっぱり85歳とか88歳とか97歳とか100歳になってくると死亡される、何というのでしょうか、104名から64名といたら40名もって何かびっくりするのだけれども、長生きするように望んでいます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 環境対策に関してなのですけれども、債務負担行為の9ページなのですけれども、この中に環境対策ということで資源ごみの瓶あるのですけれども、皆さんは後ろにきれいに説明書きを入れて書かれているのですけれども、まとめてよろしいでしょうか。

4款のかん、びん、紙、有害ごみ収集運搬の委託料と、それからごみ減量対策費、それと次の28番のごみ収集運搬業務費なのですけれども、これ昨年に比べて限度額が少し多めに設定されているのではないかなと思うのですけれども、これについてはそういった債務負担行為の金額の設定の仕方はこういう形なのかな、あるいは次年度のごみが増量するという形で設定されているかどうか、その3点お伺いしたいのですけれども、大丈夫でしょうか。1個ずつ聞いたほうがいいのか。

8ページですね。予算書の8ページ。資料は、番号はついていない。債務負担行為の概要説明とありますけれども、教えていただきたい。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 債務負担行為、8ページのほうです。かん、びん、紙、有害ごみ収集運搬業務委託料、まずこれのほうからいきたいと思います。これについては、令和5年度から6年度まで限度額8,143万7,000円につきましては、かん、びん、紙、有害ごみの収集運搬業務委託ですが、これを毎年4月1日年度当初から

事業を執行するように債務負担行為を組むものでございまして、昨年度、令和4年度は8,261万5,000円となっておりますが、古紙117万8,000円の減が昨年度の限度額よりは減になっております。これにつきましてはインボイス制度導入前、昨年度はちょっと過度に予算を計上したため、今年度はしっかりインボイス制度の内容が分かりましたので、それに合わせて債務負担を組んでおります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 このかん、びん、紙、有害ごみ収集は、シルバー人材センターさんに委託している事業ですよね。令和5年の本予算では8,000万円ということで、8,000余万円の計上があったと思うのですが、限度額はやはりそれよりは上回るはずですが、この件に関しては、では予想として資源ごみが多くなるだろう、仕事量が多くなるだろうということではなくして、先ほどの年度末になると8,200万円という数値が出ているということですが、それよりは低いということなのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今申し上げたのが債務負担の限度額を比較させていただきました。当初予算8,000万円よりは高くなってございますが、その理由といたしましてはシルバー人材センターへの委託に人件費、配分金と申し上げますけれども、その基準から少し増加しているのがございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。計上の仕方とか、その要因というのがお聞きしたかったわけですが、それと同時に、その次のごみ減量対策事業、特に別紙のほうに詳しく書かれているのですが、これについても同じような傾向で、限度額が高くなっているのですが、それも同じ要因として上がっているのでしょうか。これは9ページです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 これにつきましても合理的に継続できるように債務負担を上げさせていただいておりますが、増の理由といたしましては、原材料の高騰などにより昨年度より少し増加している傾向にございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一度お願いします。人件費の増という意味ですか。物価の増ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 物価高騰による原材料費額の増加になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ひょっとしたらごみ減量対策費の減ですね、今。1億56万円の減ですか、物価高騰の。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今、8ページのごみ減量対策事業、こちらのほうは指定ごみ袋の印刷製本費と、また粗大ごみ処理券シール、こういったプラスチック、ビニールを作るものですから、原材料費が高騰しているということで、今回、増額させていただいております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 可燃ごみの増量ということではなくして、ごみを出すごみ袋、そのビニール袋の印刷等製本ですか、それによる原材料の高騰ということで理解していいですね。そのごみ自体が増えているということではないということですね。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 はい、そのとおりで、ごみが増えているわけではなく、ビニール等の印刷製本費に係る費用が増加しているということでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 同じく債務負担行為の件ですけれども、9ページの1段目、ごみ収集運搬業務委託料、これは清掃業者にごみ収集を委託する費用だと思うのですけれども、このほうも金属が多くなっているような感じがします。予算書には2億2,800万円余の予算額なのですけれども、やはりこの件に関しても説明いただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ごみ収集運搬業務委託料、9ページでございます。これにつきましては限度額2億3,672万8,000円を計上させておまして、この事業については一般家庭ごみ、ペットボトル、一般家庭粗大ごみの収集搬送委託を行うものでございます。こちらは宜野湾市の清掃事業協同組合と有限会社宜野湾クリーンサービスがエリアを分けて委託しているものでございまして、主に人件費の増加が要因となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その債務負担行為で現年度の当初予算よりは3件とも値上がりしているわけですけれども、理由をお伺いして、人件費の高騰、あるいは資材の、原料費の高騰ということで理解いたしました。そういう形で債務負担行為を行って、スムーズなごみ収集ができるようにお願いしたいと思いますけれども、また次の機会に、本来、ごみの量が増えてきているのか、あるいはまたどういった形で人件費に回っているか調べていきたいと思っておりますので、今日はそれで。以上です。

○石川慶 委員長 次に、質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 ページが、資料も出されておりましたけれども、歳入の15款障がい者自立支援給付費1億1,861万4,000円、それから障がい児福祉サービス等給付費は2億1,400万円、歳出におきましては38ページです。障がいサービスの補正になっておりますので、端的にこれだけの補正増の原因になっているのは、対象者の拡大、当初で見込めなかったものが拡大をされたのか、それとも事業回数の影響によるものか、その内容を確認させてください。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。予算書38ページ、3款1項8目の障がい者福祉費、説明欄03介護給付費等事業なのですけれども、記載しております居宅介護費から以下自立生活援助費まで、この部分が障がいサービスの附属の部分になっております。障がいサービスとしましては、この事業の中に31事業ございまして、そのうちの今回18事業が補正増となっております。

今、御質疑にありましたその理由なのですけれども、当初予算編成時には、その当時の実績に加えて伸び率というものを換算して、利用者の分に計上していた部分があるのですが、今回、補正増となったのは、利用者も増えてはいるのですけれども、利用者1人当たりの利用日数といいますか、サービス利用件数も増加している傾向があるというところで、このような形になったというふうな認識をしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 利用の人数の増大も要因となっています。そして、今の利用回数の増大の説明だったので、介護給付費の事業においても、それは20前後のメニューがあったと思うのだけれども、その中でもかなり、例えば放課後児童デイサービスとか、あるいはまた就労継続支援とか、かなりの増額があったでしょう。その幾つかのどれだけの利用回数の増大になっているのか、そして全体では利用人数が新たに年度当初からの増大というのはどれほどあったのか、その説明できますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 まず、このサービスを利用したいということでの新規の申請件数については、児童の場合は、すみません。おおよその数字なのですけれども、年間で100名の利用申請がございます。障害者のほうは、数字、今は持っていないのですけれども、障害者手帳の所持者自体が年々増加している傾向がございますので、それに伴ってサービスを利用する方が増えているというふうな認識を持っています。新規で申し込む方も多いですし、利用を開始する方も多いですし、継続的に利用される方、その中で今現在使っているサービスよりも、また追加で申請する方というものも多いものですから、人数だけによるものではなくて、そのサービスの内容によって増加しているのかなというのが分析をしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 つまり年度途中で利用者が増大というよりも、利用回数の増に伴う補正増という認識を持ってよろしいですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 新規の方も増えていますし、既存の利用者のサービスを追加する量も増えているという認識でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 先ほど答弁の中で障害手帳の話がありましたよね。障害手帳を持っていなくても、受給者証を持って、障害手帳をなくしても利用サービスが受けられるような仕組みではないですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 委員のおっしゃるとおり、手帳だけではなくて、サービスを必要とするというような状態であれば活用できるものとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひともその当事者にとって充実したサービスが受けられるように、そして安心した生活が送られるようにサービスの提供をぜひとも今後一緒に対応していただきたいと思います。

そこで、その事業費であるのですけれども、これは障がい児、あるいはまた児というのは一つの目安というのは18歳ですよ。18歳以下を児という対象なのです。そういうことについては、全体のサービスの中で展開していると思うのだけれども、国の補助金というのは、これ9割補助ではなかったのですか。2分の1補助なのですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 補助金は、国2分の1、県4分の1ということになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これ利用サービスを受ける方々の利用料というのは、何割ですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 利用される本保護者が支払う金額としましては、利用した分の基本的には1割の自己負担となっておりますけれども、また保護者の収入によってそこからの減額というものがございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その1割の支払いされた財源というのは、どこに出てくるのですか。その予算書のどこに出てくるのですか。それとも、これは市とは関係ない予算なのか、その利用する事業者に支払いをするものなのか、それは市の予算とは関係ないものなのか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 上地委員おっしゃるとおり、事業所へ支払うものとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今回、高額な補正増になっているのですが、ぜひとも取りこぼしのないように、そして利用回数を増やすことによって、それはさらに生活向上につながられるようなことであれば、ぜひともその人に合った、当初の計画などもつくるでしょう。計画、当初つくりますよね。その計画でもやはり当初の段階で段階的に煮詰めてもらって、ぜひとも計画をつくって、利用者が十分利用し、そして向上できるような施策としてやってほしいと思います。答弁ありましたらどうぞ。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 今ありましたように、利用者が困らないよう、充実に向けた取組というものを展開していきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 次に移ります。41ページの認可外保育施設保育サービス向上事業というのがあります。待機児童対策特別事業補助金、これは市が恐らく認可外に対する補助金ですよ。その補助金が減額になっておりますよね。つまり計上はしたものの、そこで使われなかったというものなのではないでしょうか。その事業、なぜ減になっているのでしょうか。説明できますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 補正予算書41ページの3款2項2目児童措置費の認可外保育施設運営補助事業05番のほうです。47万6,000円の減になっておりますが、この事業は市内の認可外保育施設に入所する待機児童の適切な保護及び入所児童の処遇向上を図るために補助金を支出しております。こちらは申請があった施設のほうに、認可外施設の申請があったところから交付決定してやっているのですけれども、当初は21施設、515名を見込んで予算を計上しておりました。ですが、実際申請のあったのが18施設、481名の方の申請にとどまりましたので、その差額分を今回47万6,000円を減という形にしております。今、23園ありますが、申請がなかったのが3園ありまして、休止中が2園ございます。その差額分ということになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この申請を予定している数よりも申請が予定よりも3園少なかった。よって、補助金の減額をするというような内容ですね。それは恐らく21施設を見込んでいたというのは、前年度の実績に基づいて恐らく予算計上したと思うのです。それは申請のなかったところについての事情というのは確認できますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 こちらのほうも今年度に入りまして申請のほうはありますかという確認は取っております。取っております、やはり申請をしないということで、3園のほうからは申請がなかったという形でありまして、先ほどちょっと申し上げなかったかもしれないですが、申請中のものも2園ございますので、そちらのほうも含めて減という形になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに、その補助金というのは1施設幾ら支給されているのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 毎年6月1日時点の在籍児童に基づいて支出しております。運営費といたしまして1人当たり6,000円で、教材費が1人当たり6,000円、行事費を1人当たり2,000円として支給しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、1園それぞれ人数によってばらばらと思うのだけれども、それはばらばらですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 すみません。そうですね、各園ばらばらになりまして、低いところは8万円台の幼稚園もありますし、多いところは100万円台もございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 はい、分かりました。恐らく補助金と単費があるでしょう。補助金と単独というのがあるではない。単独というのは何ですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 すみません。先ほど、ごめんなさい。ちょっと申し上げた金額が間違いでありまして、多いところで75万円なのですけれども、単独というのは、こちらが単費で、補助はなしで、こちらは10割市のほうで単独で課のほうで支出しているものになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ごめんなさい。その補助というのは、どちらですか。国県から補助をもらって、それを市が支出をしていて、それ以外に単独で市が支出をされて、2種類あるというのはどこですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 こちらすみません、事業の名称のほうに認可外保育運営補助事業（単独）とございますが、この単独という意味は、市の単費事業で執行しているというふうになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。認可外もいろいろと事業部類として保護者の負担金で運営をされている施設だから、認可園についてはいろいろと措置費についても公の金がかかり措置費もありますから、ぜひとも認可外の使命と認可にある意味入れない受皿にもなっている保育園もありますから、そこら辺は引き続き補助、そしてまた別な補助も出られるような取組をしていただきたいと思います。

最後に、同じ41ページなのですが、06ひとり親世帯分とか、給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、これはあれですか、ちょっと長々しい名称なのだけれども、一律5万円の何て言いましたっけ、母子

何でしたっけ。一緒に事業をちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。補正予算書41ページ、説明欄06子育て世帯生活支援等特別給付金事業（ひとり親世帯分）1,285万円の増額でございます。こちらは食費等の物価高騰に直面して影響を受けているひとり親世帯のお子さん1人当たり5万円、児童扶養手当の受給者の皆様に子供さん1人当たり5万円を今年度給付している事業でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは、今回がでは初めてということですか。物価高騰に伴う、それは国からの交付金が入って、毎年あるようなものではなくて、今回に限って交付するような事業なのですか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。こちらは、この事業自体は令和5年度に限っての事業でございます。当初、ひとり親世帯の方へ子供さんの数が2,883人分の補正の予算を措置いただきまして、今支給している状況でございます。ただ、今回の給付金に限りましては、最初にお配り、令和5年5月には児童扶養手当受給者の方にお配りしているのですけれども、その後になって離婚をして児童扶養手当の受給者になった方々、その方々にも全員物価高騰の影響は食料費ですとかこういうことの影響ですと受けていらっしゃると思いますので、皆さん全員が支給対象になりますので、その分の補正の増の要求でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今言われたように、やっぱり気をつけるというよりは、児童扶養手当を受給されている方々というのが基本的な対象ですね。年度の途中で今言われたようなケースが、それは取りこぼしのないようにぜひともその事業は進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 では、よろしくお願いします。39ページ、3款1項8目の04意思疎通支援事業、補正が上っております。この当初の予算額と、この手話通訳登録者派遣報償費というのは、どういったところで活用されているのかを御説明もらえますか。また、今回は何人分の金額になっているかをお聞きします。どういったところで利用されているのか、お願いします。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。予算書39ページ、3款1項8目障がい者福祉費、説明欄04意思疎通支援事業、手話通訳登録者派遣報償費についてなのですが、こちら当市に手話通訳者を登録しているところなのですが、手話が必要な方に対して、この登録者通訳を必要としている場所へ派遣して、また病院受診とか予防接種とか、そういった現場に派遣して、その通訳業務を担ってもらう、そういった事業となっております。

ただいまの御質疑にありました何名増えたから増額なのかというところについては、すみません。その資料を私、今持ち合わせていなくて、また後で報告したいと思っておりますけれども、増額している理由としては、コロナが終えて、今後、手話を必要とする方の社会参加といいますか、活動が非常に活発化して、手話を必要とする場面が増えたことというのが一番の理由です。

その次に、利用されている方々がちょっと高齢化し始めていまして、病院受診の機会、また予防接種の機

会というのが増えてきたというところを増加している要因だというふうに考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変いいことだなと思います。宜野湾市内に手話通訳登録者というのは何名いるのですか。それとも市内にいますか。市外から要望するのですか。手配の仕方はどんなですか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 宜野湾市に登録している方は、必ずしも市民というのではなくて、また1人で複数の市町村に登録している方もおりますので、一概に何名かというのは少し把握はしていないのですけれども、ただ宜野湾市の登録者数、すみません。ちょっと今、資料として持っていないので、申し訳ないのですが。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 そういう方々を必要としている方々にとって、大変必要なと思います。宜野湾市もしっかり登録制を取って、今から取る方々は大変いろいろなところが必要になる。また、個人的にもお願いする場合というのがあるので、しっかり情報を持ちながらやっていただきたいと思います。

今回は明確に人件費が幾らなのかなというのがちょっと知りたいのもあったのです。報償費と書いてあるので、これはどういうふうな報償費なのか、1時間当たり幾らなのか、プラス交通費なのかあんまり分からないものですから、やっぱり大変必要で、今から宜野湾市の窓口でも当たり前に必要なのではないかなと思いますので、その点、今の状況等をまたちょっと御説明できますか。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 報償費の中身につきましては、1時間幾らということで設定しております。また、交通費もそれに加えて支給しているところです。

窓口のほうでの対応なのですが、障がい福祉課に今3名手話通訳を担当する者を配置しております。基本的には窓口では配置している職員が対応しております。外部での、外での利用の場合には、こういった登録している手話通訳の者を派遣するところなのですが、どうしても登録者との日程調整ができない場合は、障がい福祉課に配置されている3名のうちの方が現場に行って通訳業務を行っているといった感じで、利用される方々が不便な状況にならないように考慮しながらやっているという状況です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。3名の職員の手話で対応できますよということで大変ありがたく、沖縄県も手話言語条例が制定されていまして、よく県知事のそばで手話で通訳しているところが放映されますが、そういう時代になってきているというのも当たり前のことかなと思います。宜野湾市の市民で、市に在住の方で手話のできる方が何名いるかとか、それしっかり社協さん、もしくはそういう団体の方と連携取って把握されているほうがいいのではないかなと。いざとなったら、また応援のお願いしやすいので、よろしく申し上げます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はありますか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 1点だけよろしく申し上げます。予算書の45ページなのですが、4款1項1目のまず事業名、妊娠出産包括支援事業というのがあるのですが、その事業内容、どれがそれに該当しているのかということを知りたいです。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 補正予算書45ページ、説明番号04妊娠出産包括支援事業、こちらは妊娠時から産後にわたる切れ目ない支援体制の一つとして産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の早い段階から支援対象者を把握し、サポート体制、産後ケアの整備強化することにより、産後鬱や新生児の虐待防止を目的とする事業で、主に産婦健診、出産したお母さんたちの出産後の健診を産後ケア、育てているお母さんが疲れているなどというときに助産院とか宿泊だとか訪問かたがた、そういった産後ケアのサービスを提供している事業でございます。

保健福祉の概要によりますと、8—17です。③のほうに産婦健康診査実施事業というのがございます。こちらのほうが令和3年度、4年度のほうでありまして、国庫補助2分の1がでございます。今2回の健診の実施が令和4年度から開始しまして、こういった状況がでございます。

それと、先ほど申し上げた産後ケアにつきましては、8—23です。下のほう、8—23(14)番の産後ケア事業です。令和3年度より産後家族等からの必要な支援が受けられない産婦に対し、心身のケアや育児、看護等を行い、産後も安心して子育てができる宿泊デイサービスホームによる支援を行っている事業です。主にこの2つの事業を行っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この2つの事業を合わせた報酬額、この事業について。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今回、実施に対して2分の1の補助を国からもらっているのですが、令和4年度申請に基づいて一旦補助金もらったのですが、実績が申請よりも少なかったということで返還金が発生しまして、こちらが今回、返納金ということで310万9,000円計上しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和4年度の返還金ですね。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 はい、そのとおりです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和4年度は、子供たちが一番少ないと言われていたのですが、令和5年度、今現在の状況はどうですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今、産婦健診と産後ケアのほうで補助金を申請しておりますが、産婦健診のほうは月当たり100人出産をするということで見込んで試算しておりましたが、実際は逆に74人ほどの健診、またこれは出産の数イコールではなくて、お母さんたちが受けない場合もありますので、お母さんたちが受けたところもありますので、そういった状況が見えました。今現在、令和5年度中は口腔検診のほうはちょっとまだ同じような状況かなとは思っていますが、産後ケアのほうはとても利用者も多くて、予算がちょっと足りなくなりそうなところを今ちょっと確認しながら、もしかしたら補正を今後出す可能性もあるのですが、今のところは足りている状況でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 はい、分かりました。非常にいい事業ですので、これは資料でいただきたいと思うのです

けれども、よろしいですか。今おっしゃった2つの事業です。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 ちょっと確認しましてから、出させていただきます。

○上里広幸 委員 以上です。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時09分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時19分)

○石川慶 委員長 次に入る前に、先ほどの健康増進課長の答弁の修正がございますので、よろしくお願いいたします。健康増進課長。

○健康増進課長 すみません。先ほど上里委員からの御質疑で、妊娠出産包括支援事業、45ページの令和5年度の状況はどうかということで、私のほうが産後ケアのほうが少し多くあったので予算が足りなくなって補正をするような答弁させていただきましたが、今、事業の執行状況確認したところ、補正は全部ではなくて、状況を見ながら、事業内で調整をできるように努めてまいります。すみません。補正をするというのは失言でした。申し訳ございません。訂正して報告いたします。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

では、続きまして8款土木費、9款消防費、10款教育費及び2款総務費の一部、市民会館費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 こんにちは。資料も提供いただきました。ありがとうございます。予算書の57ページの4目学校施設費の公共施設維持修繕事業1,400万円、これはきちんと詳細が日付も含めて記入していただいて、とても分かりやすい資料になっています。ありがとうございます。

ということは、この1,400万円の増額というのは、台風6号に特化した集中的な被害を集約したものということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 桃原委員の御質疑にお答えします。今回、上げた資料については、ページの右側のほうに小さく書かれていると思いますけれども、見えますか。補助件数102件というのと1,074万7,000円という数字が出ているのが見えますでしょうか。

(「はい」という者あり)

○施設課長 約1,000万円が台風6号による今度の公共施設維持修繕事業の工事として1,000万円、ただ昨今、人件費とか資材関係が上がっておりますので、台風6号において、これ以外の学校のほうから今回改めて、今回、1月から3月分まで含まれて補正しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。通常の修繕補修費というのは、当初予算で組んでいますよね。これ校区、学校単位なのか、あるいは総額で、あれは予算名何といたしますか。学校修繕費でいいのですか、当初予算の

組み方というのは。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 今回、お示ししました補正で上げています公共施設維持修繕事業（教育委員会）の学校施設の中にいろいろな修繕分が入っています。台風6号による被害でありましたので、先にちょっと計上してということでありましたので、予算を立てた当初分から使っているという形です。それで、今回、学校要望を踏まえるとプラス400万円ぐらい必要ではないかということ判断して、こちらを上げてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。私たち会派でも宜野湾中学校の被害実態を確認しに行きました。校舎3階にまで雨水が浸入して、普通教室自体もプールのように水浸しになってしまうという実態、これはちょうど夏休み前だったのかな、入る直前、入っていたのかな、その辺りなのですけれども、授業もあるので早めに対応をお願いしたいということで、教育委員会、教育長にも書面で要請したのですけれども、それを見たら大体公告日が8月3日、夏休みに集中しているので、ほぼ夏休み内で解決できたのではないのかなと思いますけれども、それでよろしいですか、授業に支障なくできたということで。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 桃原委員がおっしゃるとおりで、今回、夏休み期間中だったということもございまして、あと停電があったわけで、いろんな施設の不具合があったということだったのですけれども、出ました。それは待たずに解決しようということで2学期からの授業に支障のないような形で取り組んでいます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の台風6号の被害というのは相当甚大なのですけれども、これは1,400万円の内訳は一般会計からの捻出ですか、それとも公的に県などからの補助金もありましたか。被害に対する補助金とかあったのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。台風の被害については、補正4号のほうで計上させていただいたところですが、救助に関する経費……

○桃原功 委員 救助。

○財政課長 救助等に関する経費については、県を通して国のほうに求償することが可能でございますが、庁舎と、あと学校施設、こういったところに関する被害の回復については、こちらについては特に県の補助等というものはございません。

○桃原功 委員 ございません。

○財政課長 ございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、全て一般会計からの捻出ということですね。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 はい、そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。

あと、公共施設維持修繕事業のすぐ真上の中学校部活動指導員配置事業についてお尋ねします。123万円の減額になっているのですけれども、これは中学校の先生方の部活指導などを負担軽減しようという目的での部活指導員の配置事業だと思うのですけれども、それが減額になっている理由をお尋ねします。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 桃原委員の質疑にお答えいたします。減額の理由なのですけれども、こちら普天間中学校が部活動指導員が未配置ということになっておりまして、その分の4月から12月分までの執行の分を減とさせていただきます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。これは、この中学校部活動指導員配置事業の総額は幾らでしたか。これのみの総額の。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 費用弁償も含めてなのですけれども、総額が370万4,000円となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 370万円のうちの約123万円という約3分の1弱だと思うのですけれども、これは4中学校に大体お一人ずつの単位で組んでいたと記憶しているのですけれども、普天間中学校のみ未配置、配置ができなかったということだと思うのですけれども、普天間中学校区にはたくさんの素晴らしい人材いらっしやると思うのですけれども、なぜ配置できなかったのですか。その理由は分かりますか。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。部活動の指導員の配置については、学校のほうに推薦をさせていただいているのですけれども、やはり部活、学校側が求める指導員の部活と、受け手側、やり手側がマッチしないと、これはまた配置ができないということですので、そういったあたりでちょっと学校側からの推薦、人選ができていないのかなというような状況だと推察されます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 幾つのスポーツの種類がありますよね。ちなみに、普天間中学校以外の嘉数中、真志喜中、宜野湾中、嘉数中には何の部活、あるいは宜野湾中には何の部活、教えてください。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。嘉数中は野球部です。そして、真志喜中はテニス部です。そして、宜野湾中が女子バスケ部です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 普天間は何を求めたのですか、学校側で。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。令和4年度途中は、空手のほうで指導員の配置があったのですけれども、ちょっと令和5年度からはそういった人選ができなくて、未配置となっております。そういう状況です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 普天間中学校は、令和4年度は空手の指導者が配置されたけれども、令和5年度以降は未配置となったと。これはこの方の都合もあるでしょうから。では、空手が駄目だったら、ほかのスポーツ部に

回すことはできないのですか、予算を。誰か指導者を探すことできないのですか。要は、こうやって減額するのではなくて、では空手が駄目だったら、卓球でも何でもいいと思うのですけれども、そういうのは融通利かないのですか。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。そういった融通というものはもちろん利くのですけれども、学校側のほうから、やはり部活の先ほど求めるものと受け手側のマッチングができていないということで、例えばこの部をやりたいのだけれどもということで学校が探すのですけれども、受け手が探せないとか、そういった状況がありますので、ほかの部活動に予算を回せていないような状況です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、もう致し方ないと、もったいないような気がするのですが、スポーツだけではなくて、たくさん文化部もあるではないですか。そういうふうにもうまくできなかったのかなと思ったので、お尋ねしました。以上です。

○石川慶 委員長 次に、質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 63ページの10款6項3目の04小中学校給食費事業について確認させていただきたいのですけれども、説明のほうで1,300万円の増額は、物価高騰による食材費の高騰の影響というふうなお話伺ったのですけれども、それで間違いないですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。63ページの10款6項3目04番の令和5年度小中学校給食費全額助成事業補助の部分に関しましては、本会議で議員のほうからもありましたように、物価高騰等の影響により食材費の価格高騰も著しく、栄養価を考慮した良質を維持するため、学校給食の提供が困難な状況であるため、保護者負担を増すことなく、安定的な学校給食を提供するため、食材費の補填を予定してございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 これ当初予算はどれぐらい組まれていましたか。それで補助、今回、補正増をすると、どれぐらいの……当初予算、そうですね。今回、1,300万円増額するのですけれども、次年度からはどれぐらいの今の物価の影響を考えると、次年度からどれぐらい上がる予定になっていますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。今回の1,301万3,000円の部分に関しましては、令和6年1月から3月を見込んでございます。今回、物価高騰に伴う当初予算額というのは計上してございません。令和6年度の部分に関しましては、今後、担当部局のほうとも調整しながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、交付金を使って全額無償化しているので、親御さんとかの負担は出ていないというふうに伺っています。やっぱり物価高の影響、食材等の影響を受けて作り手側は大変苦勞しているというお話は確認はしていたのですけれども、この物価高の影響によって給食の品質にも多少影響が出ているというふうに伺っているのですが、どのような影響が出ているのかお答えできますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。令和5年度5月の臨時議会において、全額今回は保護者負担をなくすために助成をしております。この部分に関しましては、賄い材料費で保護者負担分が公費で充ててございますが、この物価高騰部分のほうの影響がとても厳しいものですから、現場においては国産の食材を外国産に変更したり、あるいは生野菜のほうを冷凍食品に変更したり、そういった現場のほうで工夫をしながら、給食のほうを提供している状況でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 やはり食材、給食費にも影響してきているところ、材料費値上げで原料に影響してきているということなのですが、この無償化事業は今年度、1年限りという形になっておりまして、次年度以降、やっぱり物価高の影響で食材も高くなっているの、無料化事業をするときに前回無料化にしました。それが終わった後にもっと給食費を値上げするのではないかという心配を御質疑させていただいたことがあるのですけれども、このままでいけば次年度無料化の予算はないので、今のところないというお話をお伺いしているの、保護者の負担が増額するような形になるのではないですか、今のままでいけば。そのようなことになるという今認識なのですが、それで間違いないですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。学校給食法において、学校給食の施設設備、運営に関する経費は設置者負担ということで行政のほう負担しますが、基本学校給食の経費、食材費に関しては、保護者負担が規定されてございます。5月の臨時議会において、無償化というところではなくて、宜野湾市においては今年度は全額助成事業という形で助成してございます。その実施に当たりまして、保護者の皆様には今回は令和5年度限りの事業ですよというところでお伝えしてございますので、この規則の規定のほうも基本令和6年3月31日で失効する形にしてございますので、基本は元の現状に戻るというところが仕組みとして考えているところでございます。

ただし、ここ数年、食材単価の上昇というのは今までに想定していないような金額の上昇がございますので、今回の1,300万円余りの補填をお願いしてございますので、その辺は令和6年度の影響額は、これからちょっと確認等をしながら関係部署とも調整して図っていききたいというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。ですけれども、やっぱり食材が上がっていると。全額助成が終わると。だって食材費が上がっていると、やっぱり先ほど言われたように学校給食法の中で食材、経費に対しては保護者が負担することなので、全額助成が終わった後、やはり保護者の負担が増額していくもの、今の中で負担が増額していくものなのかなと私は感じているのですけれども、もし給食費が上がるとなる場合は、どのような手続が踏まれていくのか聞かせていただけますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。給食費の単価におきましては、教育委員会の附属機関で学校給食運営委員会というのがございまして、そこが附属機関としてございます。基本、食材単価のほうを当局のほうで、学校給食センターが試算をし、その影響額の金額を附属機関のほうに諮問をして、その中で議論をしていただいて答申をいただき、最終的には当局のほうでその金額を決めていく流れとなっております。

ございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ということは、諮問して答申をいただいて、給食費が上がっていくということと今説明があったのですけれども、まだその段階には至っていないと認識してよろしいですか、我が本市は。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。今の時点で学校給食運営委員会というのは、定例の予算であったりとか決算であったりというところの確認会議はしてございますが、学校給食費単価の金額を諮問してはございません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。では、次年度からすぐ給食費が上がるということはないというふうに今安心はいたしましたけれども、もう一点確認したいのは、今全額助成していますけれども、これは国、県のほうの無償化というのをうたっている知事がいらっしゃいますが、この間、県議会の代表質問の中で、知事の公約の進捗という話の質疑の中で、今の各市町村の担当の方とこの間、話し合い等を持っているという話が答弁で出てきていましたけれども、そういった中で県のほうの無償化の進捗とかそういったあたりの話し合いというのは、どのようなところまで進んでいるのかお答えできますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。今、委員のお話だったのですけれども、特に県の主催の会議等調整というのがまだございません。

(「県議会答弁していたよ」という者あり)

○学校給食センター所長 保護者のアンケートであったり、各市で市町村独自で無償化であったり給食費の補助をしているところがありますので、そういった調査というのはあるのですけれども、県が行う無償化ということでの調整というのは、まだ具体的にはございません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。私の聞き違いではないと思うのですけれども、そのような回答があったので、どのような話し合いがあったのかなと今確認させていただきましたけれども、ではまだ県のほうから各市町村へのアプローチはないと、全額助成については今アプローチがないという認識でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 県のほうからは、そういうふうは無償化に向けて取り組むというお話は聞いてはいるのですけれども、具体的なお話はちょっとまだ分からないところです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 給食費の助成は様々な声があって、やっぱり国のほうも今検討を進めている段階で、県のほうも公約に上げている。宜野湾市は、今回、交付金を使っての全額助成をしていると。やっぱりこれは継続していかないと不満が出てくるものだと思います。今回、1年限りですけれども、これが明けたときに、先ほどまだ来年、次年度、給食費が上がるとかはないという話だったのですけれども、1年間無償でやりました。だけれども、次年度以降、給食費が上がるのなら、この無償は何だったのという保護者の声も新たに出てくるという思いがありますので、大変厳しい、全体でどれぐらいでしたか、4億円とか5億円、小中学

校を無償化にするのであればそれぐらいの財源が必要というのは確認はしていますけれども、大きな財源でありますけれども、県とも調整しながら、どうにか次年度以降も続けられる努力をしていただきたいなど、難しい話ではあるのですけれども、次年度以降もどうにか避けられる努力は結構調整しながらやっていただければと思いますけれども、何かお答えできますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。今回、先ほども申し上げました全額助成事業に取り組む際にも、単年度の事業ということで1年と保護者のほうにも伝えてございます。ただ、国のほうも子ども家庭庁であったりとか、県知事の公約であったりとか、あるいはまた市議会の皆様のほうから意見書いただきながら働きかけはしてございますが、財源等の問題がございますので、教育委員会としても関係部署と連携しながら、基本は今現時点では令和4年度の状況に戻すというところの作業になるかと思っておりますので、その辺はまた国、県の動向も鑑みながら調整してまいりたいと思っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 難しいと思いますけれども、ぜひ頑張って取り組んでいただければなど。今後ともしっかりと、公約にも上げていますので、話し合いもされながら続けられるように努力してください。以上です。

○石川慶 委員長 御質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 予算書の60ページの10款教育費の4項幼稚園費のほうです。ちょっと状況がよく分からないので教えてください。1項の説明というところで、預かり保育の02のほうですが、大きく減になっていますけれども、これはどういうことが原因になっていますか。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。この減については、預かり保育の会計年度の未配置による減となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、本当は必要なのだけれども、人が見つからずに、そういう減になっているという状況ですか。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。この預かり保育の会計年度なのですが、近年、ここ数年ですが、当初予算で計上した人数が配置できていない状況がございます。その中で募集しても、例えば7時間の会計年度の募集をしても来ないのかなので、例えば半分、4時間とかそういった形とか、あと資格保持者を募集しているのを補助者、資格なしでもできるような形とかでどうにか補って採用とかはしているのですけれども、やはりどうしてもそれでも埋まらない状況が続いていますので、そういったあたりでは減とさせていただいております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。厳しい状況ということですね。

では、もう一ついいですか。今度、9款1項の……

○石川慶 委員長 何ページですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 56ページ、9款1項のところですか。9款1項、大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 大丈夫です。

○プリティ宮城ちえ 委員 9款1項1日常備消防費、そういったことで、その説明が05庁舎維持管理事業のところですが、今いろいろと電気とかいろんなものが高騰している中で、そこを御説明お願いいたします。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。9款の1項1目、説明欄05庁舎維持管理事業光熱水費350万円の減なのですけれども、さきの本会議の中でも企画部長のほうから御説明がありましたとおり、国の燃料価格抑制政策延長に伴い、電気使用料の大幅な削減が見込まれることの減となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時46分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時46分)

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、引き続き質疑をお願いいたします。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。61ページ、教育費、図書館費になります。その説明01工事請負費というのがありますが、どういった工事を今回やるのか、それも逆に言えば当初の予算より大きく値上がりしているのか、新たな工事なのかをお聞きしたいと思います。

○石川慶 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 伊波委員の質疑にお答えいたします。この工事請負費のほうはLAN工事、IT系の配線工事が必要ということになっていきますけれども、市民図書館のほうは、図書館のシステムを今度入替をするということを計画しているので、大体5年に1回システムを更新していくということがございます。令和6年度から10年度の5年度間の新システムの入替を今予定しているところなのですけれども、これまでの、今現状もシステム動いているのですけれども、このシステムのサーバー、様々なデータのやり取りをするサーバーを今現状、図書館の3階の電算室というところがあるのですけれども、そちらのほうに設置しております。これがオンプレミス方式というふうに呼ぶみたいなのですが、これを今度新しく令和6年度から稼働するサーバーの方式がクラウド方式になりますと。このクラウドに変えることで、情報の機密性が高いだとか、システムのエラーになったときの改修がスムーズにできるということで、当初はオンプレミス方式のほうがいいのかなということで進めていたのですけれども、クラウド型のほうがいいという結論になりました。現状契約など進めているところなのですけれども、このオンプレミス型だとLAN工事必要ないというふうに当初想定していたのですけれども、クラウド型に変えることでLAN工事が必要だということが当初予算編成時はちょっと分からなかった部分が分かってきたというところで、これだけ計上してございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。LAN工事をするのですが、この工事費用がどの程度見込んでおられますか。これはクラウドのほうは幾らかかっているの。当初予算で入っているということで理解しているのですか。

○石川慶 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 債務負担行為で計上しております。本年度中のものとなって、昨年12月の補正予算のほうで債務負担計上しています。上限額8,900万円ぐらいで購入いたしています。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これで、またそういうクラウド式を入れることによって、どのくらい、どういったことが正直変わるのか、もう一度説明してください。

○石川慶 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 図書館の業務としては、基本的に図書資料の貸出し返却業務ということで、もしかしたらそんなに上がるのかなというふうにお考えになるのかもしれないのですが、蔵書数も大体35万点ぐらいでございます。利用者の貸出しがあるのですが、大体10万人弱ぐらいの方が年間利用されています。お一人最大で10点ぐらい図書資料の貸出しもできると、そういったこともあって、結構な情報量を把握しておかないといけないというところがございます、これだけの金額を組んでシステムを導入して行っていると。

オンプレミス型からクラウド型に変わることも利点があるのかということなのですが、クラウド型に変わると図書館の中にサーバーを置くのではなくて、受託事業者のほうで管理する、施設のほうでサーバーがあると。今は、もうデータの通信なんか非常に早くできるものですから、何かシステム上のエラーとかあったときに、そちらのほうでスムーズに対応できるとか、あとデータの流出があったり、そういったことが防げるという利点があるということで説明を受けております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変いいということで採用されていますけれども、今からの時代はよく電子図書というのがありますが、宜野湾市ではこういう図書の貸出しみたいのはあるのですか。電子図書というのがありますか。今は現物の本ですよね。そういうのがあるかどうか分からないものですから、お聞きします。

○石川慶 委員長 市民図書館長。

○市民図書館長 質疑にお答えします。現状、宜野湾市民図書館においては、電子図書の採用はしておりません。理由としては、単価が現状非常に高いということが理由となっております。1冊もし図書資料、例えば小説みたいなものを購入したとして、大体本1冊10年ぐらいはもつだろうということを想定して購入します。今だったら大体1冊2,500円から3,000円ぐらいでハードカバーの小説購入できるのですが、もし電子図書を導入した場合、大体10年間図書資料を読めるようにしようということでやった場合、2年に1回ごとにライセンス使用料を払わないといけない。その場合、大体単価が1万5,000円ぐらいするかなと。費用でいうと大体4.6倍ぐらいになるということが出ておりました。想定されていまして、非常に高いということで、なかなか電子書籍に移行するというのは難しいのかなと。もちろん費用はどんどん安くなる可能性もあるのです。というのも、今現状、大体シェアで30%ぐらいらしいのですよ、全国の公共図書館でいうと。

それがまた50%とか70%とかになってくると徐々に単価が落ちていくのかなと。ですので、そのタイミングでまた検討する必要があるかなとは考えています。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今後、そういう時代になっていくのだろうなとは思いますが。

もう一つお聞きします。先ほどプリティ宮城ちえ委員からもありましたけれども、預かり保育事業、これ会計年度任用職員が雇えなかったということは、預かれなかったということで理解していいのですか。これ預かる枠がありますよね。こちらでちょっと私ども心配しているのは、会計年度職員の採用ができなかったから下げますではなくて、来年度はどうなっていますか。もうはっきり言って、まず現状、来年度見込みお願いします。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。先ほど会計年度の任用ができていないということで、では預かりでないかという、いる副園長、学級担任、支援担任とか当番で輪番等で対応して預かり保育はしっかりと実施しているというような状況であります。

次年度についてなのですけれども、近年、こういった採用できていない状況というのが劇的に変わるとはちょっと想像できないのですけれども、昨今、今回も人勸で会計年度の待遇等がよくなったことで、ちょっとそういった形で会計年度の募集も呼びかけてはいるのですけれども、そういったことでちょっと期待している部分もあるのですけれども、しっかりとハローワークだったりホームページ、また知合いのつてとかいろいろ掘り起こして、欠がなるべく出ないようにちょっと対応してまいりたいと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 逆に言えば、この幼稚園、預かり保育園というところは、働き方改革と逆行しているというのがありますよね。だから本当に雇うというのは大変だと思うのですが、頑張っけて探していただきたいと思えます。では、これについては理解します。

今のところ、どこの幼稚園というのを聞いてもいいのですか。どこの幼稚園が会計年度職員を採用できていないのか、それを聞いていいですか。

○石川慶 委員長 指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えします。

正直どこが採用か、そして満遍なく採用ができていないというのが正直なところなんです。そういった形での園、市内全体でも取り組まないといけないと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これ以上また深く確認するよりは、しっかり教育委員会も働き方改革をやろうという形で取り組んでいるのに、採用できていないというのはちょっと残念かなと思っています。しっかり次年度は準備をしていただきたいと思えます。はっきり言って負担が大きいです。それは分かるように。

あと最後に、あと一つよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 はい。

○伊波一男 委員 では、62ページ、教育費5款7目学習センター費、今回315万6,000円の維持修繕費という

のが出ています。これは補正でこれだけ出ているということは、もっと前にも年間通してあると思うのですが、これは追加補正なのか、それとも新規で今回やるのかについて御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 今いただいた質疑にお答えいたします。こちらについては追加補正になってございます。当初予算でも400万円ほど、455万5,140円計上しているものでございまして、こちら用途としましては児童生徒が使っているG I G Aスクールの1人1台端末の故障や破損などの修繕を行うものでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 このG I G Aのタブレット等の修理かなと私思うのだけれども、これは何年契約とか無償でできるというのはないですか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちらのG I G Aスクールの1人1台端末、令和2年度に国の補助を受けて買い取り、宜野湾市の資産として整備してございます。子供たち、全児童生徒約9,600名と、あとは事業をする先生などを含めて約1万300台等を整備して、現状G I G Aスクールの授業で活用していただいております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 令和2年度導入なので、保証期間は外れていますよということなのだろうと思います。このタブレットというのは、使用年度というか、使用期間というのは何年を見ているのですか。これは10年なのか、20年なのか。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちら買い取りですので、基本的には使える間は使おうと我々考えていますが、コンピューターでは一般的にソフトのセキュリティーの対応期限というのがございます。それが大体5年間、もう少し、メーカーによって違うのですけれども、数年程度になります。また、このようなノートパソコンと同じような形状ですので、正常に使える間であったとしてもバッテリーが弱くなったりとか、もしかしたら画面が少し暗くなって、通常使用するにはちょっと難しいような経年劣化なども考えられます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。確かに、今そういうタブレット、PCの進化が速いというか、内容ではすごくよくなってはいますが、いつも思うのですけれども、令和2年度といたら、あと令和7年度に交換時期かなと一瞬思ったりするのです。ですから、そのときにはもう少し安くなるのだろうと思うのですが、こういう計画はあるのですか。ただ使えるだけ使えばいいさという計画ではない、駄目だと思います。しっかりと計画はお持ちかどうかだけ聞かせてください。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちら全国一斉に国の施策の下に導入してございます。今回、文部科学省のほうで本年度たしか今審議している補正予算だったかと思うのですが、令和6年度、7年度以降の端末の入替えの補助について計上しているようです。こちら前回みたいに一斉にある時期に全部の市町村が更新ではなくて、数年かけて何か順番のような形でやると聞いています。我々としても今のところ令和7年度、8年度、その程度をめどに交換する時期が来るのかなと考えております。

○石川慶 委員長 次に質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 予算書の62ページの10款5項社会教育費の6番、博物館費というところです。年間を通して様々な企画展をやっているのですけれども、10款5項6目10節需用費200万円減、6博物館費の10節の説明いただけますか。10款5項6の博物館費、この節需用費……

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。今のは61ページの博物館管理運営費のほうの需用費の補正減に関する件でよろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○市立博物館長 こちら博物館のほうの光熱水費で、それに関して本年度は全体的に電気料等が上がるという話もありましたけれども、終わってみるとそこまで上がりません。今後の11月以降の見込みも含めまして、そうすると200万円落としても十分年間のほうに対応できるということで、今回、200万円の減にしています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 次、上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いします。先ほどの学校給食食材支援事業について少し質疑します。1,300万円の補正が上がっていますよね。1,300万円の追加、何に使うのかお伺いいたします。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。現時点で物価高騰の影響によって、食材費の価格のほうが高騰してございます。給食会計においては、私会計のほうで本来であれば保護者収入が本年度に限っては交付金で賄う補助金は出ております。その部分で賄い材料費に支出する金額が物価高騰に伴いまして支出の増が非常に高くなってございますので、それらの購入に関して補填を行い、先ほど申し上げました材料の質であったりとか、そういったものを元の状況に戻すような形で対応したいというふうに考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、1,300万円今議会補正予算で計上して、当然その可決を見たら、その終了後、すぐ予算執行してきますよね。つまりその給食費の物価高騰に伴う食材の支援については、1月、2月、3月になるのです。当然ですよね、予算の仕組みからすると。これまで物価高騰する中で、今日まで、4月から学校がスタートして、その給食についてはちょっと厳しい環境の下でその9か月間は実施していたと思うのです。そこで、次年度の予算の在り方について、ちょっと質疑があったと思うのだけれども、1,300万円今回計上しようと。次年度については、それは予算措置はどうするのですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。令和6年度の予算においては、今価格高騰の状況が持続されている状況ですので、非常に厳しい状況になってございます。このままの単価でいきますと、先ほど申し上げたとおり、食材の変更であったり、生野菜の冷凍であったりとかというところの状況が続きますので、今現時点では令和6年度の予算もまだ未定の状況でありますので、市教育委員会といたしましては関係部署とも調整しながら、その部分、補填の方法なり、そういったところを調整していきたいというふうに

考えてございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは今の答弁どうだろうかなと思うのです。緊急措置として1,300万円今回計上しているわけ。本来であれば、2分の1の半額助成をして、保護者に負担をかけないというのであれば、そういう1,300万円掛ける4、その給食費の増額が予算計上すべきだよ、そうではないの。だからこそ1,300万円計上したのではないの。今から検討するという話にならないでしょう。今の答弁からすると、物価高騰というのは4月から収まるというような話ではない、答弁ではないです。継続するのであれば、これ3か月分です。次年度の予算の業務がされていないというのが、果たしてそれでいいのだろうかと思った。そうでなければ、通常の令和5年度に計上した食材費、当初予算に計上した予算計上すると、今回の補正の、3か月間の補正するのだけれども、また元に戻るわけ。そうでなければ、それぞれを増やすのであれば、これは検討委員会、運営委員会の諮問です。そうでなければ、2分の1の半額助成するから、2分の1の半額助成を継続だから、その2分の1の負担額、保護者に負担させるのだったら、これ増額決まりです。その辺が業務がされていないというのがどうなのだろうと思った。しかも次年度予算要求の段階です。それがまだ決まっていなというのがちょっと心配になってしまった。だからこれは、そのままいいのだろうか。今回の目的からすると、次年度は1,300万円の、これ3か月分です。掛ける4しないといけない。その金額が令和5年度当初予算に計上した予算額の上乗せ分です。これが普通ですよ、通常。

しかし、それでも保護者の負担もしもらうというのであれば、また別。そうではないですか。それでまた議論がされていない。その方向が決まっていなということのだったら、ということは次年度の予算要求していないということです。次年度の当初予算に要求していないということにならないのですか。そういうことでしょう。そうだったら、誰がこれ負担するのという話になるでしょう。年度の途中1,300万円まで、これ減りきった食材を子供たちに上げてはならないというようなことで、急遽1,300万円単費で計上しているのです。次年度の予算というのは、方向が決まっていな。決まっていなということのだったら、これは保護者の負担増につながるということですよ、助成は2分の1だから。保護者の2分の1といったもの、そういうことにならないのですか。ちょっと今後の見通しとして心配だな。ここまで12月に補正上げているにもかかわらず、いや、これは早急に検討すべきです。これ3か月分です。そうでしょう。1年を通したら、この掛ける4です。当初予算にその掛ける4の増額分を計上するのだったら、これは理解できる。めどが立っていないというから心配でしょうがなかった。

今だけ、もちろん今も大切です。今後もこれ継続するような事業です。収まらないです。ですから、この保護者の負担においても、運営委員会ももちろん開催をしまっている、上げられないです。ならば1,300掛ける4、当初予算にこれを増額した予算計上にしかならないよと。そうではないと、また戻るので。この方針が立っていないというか、理解できなかつた。今回の補正増だけれども、課題ではないわけ。それは年度の途中からでも、それは子供たちに充実した食材を提供してあげたいと、保護者に負担をかけないでこうという方針で計上したら、これ継続だよ。そんな議論がされていないというのが、今不思議でならなかつた。だから心配するわけだ、みんな。保護者の負担増につながらないかなと。いや、そうではないよと。今回補正した分についての1年分の補正を予算に増額計上しますよというのであれば、これは安心します。理解もできる。

これは次年度の予算要求の段階において、それは整理すべきです。また、予算がつけられない事業ということで、前の予算、当初予算で計上した、令和5年度の当初予算に計上したものが計上されて、今回の3か月の補填だけに終わったら、これは計画的にもよくない。早急に次年度の予算なのだから、今回、補正予算を計上した。これはあくまでも3か月分だとしたら、やれるわけないわけさ。やれるわけないですよ、それは当然。予算の執行なんてできない。これ1, 2, 3月の対応です。そうすると、繰り返しになるけれども、この4倍です。こんな補正だけの問題ではない。次年度の方針も立てられていないという中で、これどうしていくの。そう思わない。答弁ください。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。今回、令和5年4月から価格高騰のほうに急激な上昇があって、非常に厳しい状況であるというところがありました。それに基づいて交付金等を活用して全額助成事業を5月の臨時議会で認めていただいて、4月の遡りで実施してございます。

給食センターにおいては、それらの保護者を対象に申請等、あるいはまた要綱制定等を準備しながら、給食会計の入と出のほうの確認等はしてございましたが、ちょっと他の業務等もありまして、やはり価格高騰が非常に高くなったというのが10月に判明して、現時点で何もしていないというところではなくて、この部分の価格の高止まりが現時点でも続いているというところで、実施、手段の方向を関係部署とも今調整してございます。

ただ、令和6年度においては、また予算も議員の皆様の方に可決もしていただかない状況ですので、今現時点では決まっていないというところを答弁差し上げております。なので、令和6年度に向けては、先ほども申し上げたとおり、関係部署とも調整しながら確認等をしていきたいというふうに教育委員会としては判断してございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 何もやっていないということではなくて、12月に補正上げているということ、その辺をそれらの調整等、当然その補正に対する効果というのは、評価というのは当然です。あります。次年度に向けての件が整備ができていないというところに疑問を呈したところなのです。本来、一体なのよ、一体。まだそれはこの議会が終わった後に、次年度はどうあるべきか、早急にこれ検討して対応すべきだと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○石川慶 委員長 次、質疑ありますか。答弁の修正ですか。G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 すみません、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。先ほど伊波委員の御質疑の中で、修繕費について当初予算の金額を私「455万5,140円」とお伝えしました。すみません。こちら当初予算額としましては「517万円」となります。すみません。訂正して、おわびいたします。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 委員の皆様、質疑はありますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の議案第73号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時20分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時22分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は12月11日月曜日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時22分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年12月11日（月） 2日目

午前10時00分 開議

午前11時14分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

| | |
|-----|----------|
| 委員長 | 石川 慶 |
| 委員 | 宮城 克 |
| 委員 | 桃原 功 |
| 委員 | プリティ宮城ちえ |
| 委員 | 上里 広幸 |

| | |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明 |
| 委員 | 平安座 武志 |
| 委員 | 伊波 一男 |
| 委員 | 我如古 盛英 |
| 委員 | 上地 安之 |

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○参考人（1名）

| | |
|-----|-------|
| 参考人 | 加藤 愛子 |
|-----|-------|

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

陳情第18号 学生議会開催について

第454回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年12月11日（月）第2日目

○石川慶 委員長 皆様、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

○石川慶 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

【議題】

請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

○石川慶 委員長 請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願を議題といたします。本件の参考人として、加藤愛子氏に御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

さて、本件に対する説明を聴取して審査を進めていきたいと思っております。では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、御発言をお願いいたします。マイクのほうを使っていただいで。加藤愛子さん。

○加藤愛子 参考人 今日はありがとうございます。何年か前に普天間第二小と緑ヶ丘保育園で事故があったことから、子供たちの思いを伝えたいというのもあって、今回、請願を出させていただきました。質問もあれだったので、まずそのときの子供の声をちょっともう一回伝えたいので、伝えさせてください。

普天間第二小の先生が書かれた手記の中からのんですけども、ヘリコプター、普天間第二小学校の上を飛んだら駄目です。二度とこんなことが起きてほしくないです。昨日は本当に不安でいっぱいの日でした。僕は安全で、けがのない小学校がいいです。おうちの人心配したので、私はみんなに大切にされているのだと思いました。私は家族とかお友達とか世界中の人を大切にします。もうヘリコプターは飛ばないようにしてほしいです。どんなときも、どんな国でも、こんな危ないことは起きないようにしてほしいです。僕はこう感じました。僕の学校は、こんなに危険と隣り合わせなのかと。

緑ヶ丘保育園では、保護者の方からアンケートを取っていただいた中に、子供が寝る前に保育園の上を飛ばないでほしいな、怖いから、うるさいから、けがしたくないから神様お願いしますとお祈りしていました。どうか小さな声に耳を傾けてください。

もう一つ、ちょっと民間のお子さんのお母さんが書かれたのだと思うのですが、いきなりさ、ドーンという大きな音がして、とってもびっくりしたよ。最初、爆弾かと思ったよ。飛行機から何か落ちてきたんだって。危ないね。怖かった。怖かったからお昼寝もできなかったんだよと息子。息子は、帰宅後、何度も怖かったと訴え続けていました。そのたびに何度も抱き締めましたが、どことなく落ち着きがなく、すぐに泣き出したり、ハグを求めたり、情緒不安定になっていました。小さな心はどれほど驚き、怖い思いをしたのだろう。私は、憤りを覚えました。息子は生後間もない頃から音に敏感でした。大きな音が苦手で、大きな音がすると耳を塞いで泣き出すほどでした。1年前、ちょうど戦争の絵本の読み聞かせをしていた時のことです。米軍が上空を通過し、轟音が園内に響き渡り、とても驚き不安を感じたようです。そのことがきっかけで、登園拒否をしたこともありました。大きな音が苦手な息子にとって、轟音がどれほど恐怖だったかと思うと、息子を抱き締め、涙した日々もありました。長くなって本当に申し訳ないです。それでも今、簡潔にと言われたので、ちょっと減らしてきたつもりなのですが、

保護者の方から、人ごとと思わずに、誰にでも起こり得るこの危険な状態を緑ヶ丘保育園の保護者の方や地域住民だけでなく、県民全体で感じてほしい。起こってからしか動けなくて、怖い思いをさせてごめんねと本当に後悔しています。起こる前に訴えなければ、子供たちの命や安全、未来を守ることはできないということを身にしみて感じました。今、新たにこれを感じています。子供たちの安全・安心が保障された環境を願う気持ちは、市民、県民、日本人、アメリカ人関係ないと思います。

あと、諦めずに訴え続けてくださいという声も中に入っています。私は、今回の学習の権利、学ぶ権利の侵害ということで請願出させていただいたのですが、なぜそういうことを思うかという、林竹二さんという教育学者が、昔、沖縄に授業に来られて発言された中に、全国一反応がいい。授業に対して反応がいいのは沖縄の子供たち、どうしてそうなのか研究に値するぐらい。とにかく集中度が高いと言われております。

結論だけの詰め込み教育ではなくて、どうして自分の目の前に、この豊かに眠っている可能性を先生たち気がついてくれないのか、もったいないという歯ぎしりをされたというのです。教師がこの努力をすれば、全国的な教育改革の最前衛になれるのではないかとまでおっしゃっているのです。

なぜこれをすごく思うのかという、飛行機が飛ぶことで集中力が途切れるのです。なおかつ、学校で今、機械的に授業を区切っている、ますます子供たちは集中力が途切れてしまって、一番沖縄の子供たちの可能性、いいところが今そがれてしまっている状態なので、ぜひ先生たちにも授業のやり方とかいろいろ考えてほしいのですが、先生たちは授業に専念できるように、やっぱり学習環境を何とかしてほしいというのが今回の請願の趣旨です。

これはわざわざ基地を撤去したりとかする必要はなくて、地位協定の中でこなせる範囲でできるはずのことだし、だから今回、コミュニティーと環境の騒音という国防省で出したので読んでみると、やっぱりクレーム処理が一番大事だと。クレームがたくさん来ていると、自分たちの訓練もできないと言っているのです。だからクレームはどんどん出したほうがいいということかなと思います。すみません、長くなりました。

○石川慶 委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様、請願第6号に対する質疑を許します。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。皆さん、質疑お願いいたします。内容の確認等でもよろしい

ですよ。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 今日は参考人として出席いただいて、大変ありがとうございます。普天間飛行場の騒音に関する問題というのは、普天間飛行場が土地を強制的に接収された後からずっと出ている問題でして、宜野湾市の上空に普天間飛行場の航空機が日夜、本当に大きな騒音を立てて訓練しているというのはもう目に見えているわけです。そのために、そのエリアの中の防音工事等も行われてはいるのですけれども、しかしそれはそのエリアの中の一部であって、本当に市民が生活するためには、まさに加藤さんがおっしゃったように、日々生活に支障を来しているのは、もう私は承知していると思います。

その中で、これまでもずっと私たちも言い続けてはいるのですけれども、危険性が伴っている。そして、早めにそういった解消をしないといけないということで、その中で先ほど加藤さんがおっしゃったように、市民のほうからずっと声を出し続けないと、いつかまた事故とか起こってしまったからは本当に遅くなるということですので、一つはそのためにも請願を提出されたということはとても理解できるのですけれども、今回、凶らずも屋久島沖で沖縄に配備されているものではないのですけれども、しかし沖縄県内も訓練の地域として飛ばされているC V22オスプレイが重大な墜落事故を起こしてやっている中で、ますます皆さん方のそういった主張が大事になってくるのではないかなと思うのですけれども、今回のC V22オスプレイの墜落に関しては、この中には入っていないのですけれども、その流れとして事故とかそういった騒音を防ぐための皆さんの大事な請願だと思しますので、起きたことに対しては何か感想ございますか。

○石川慶 委員長 参考人、加藤愛子さん。

○加藤愛子 参考人 おっしゃるとおりで、私は学習、学ぶ権利を出したのですけれども、もっと命の生存権をもっと言っていかないと、もうこんなことを言っている場合ではないなというのはすごく感じます。これずっとやっていく間に、何回も何回も裁判をやって、何回もやって全然だめだという部分を伺って、けれどもこの間、子供の学習性無力感というのが出てくるのですけれども、子供たちも諦めてしまうのですよね。もう諦めてしまうと、自分の思いを伝えるということをしなくなってしまう。これは、今回、これからの沖縄にとってどうなのかなというのがあって、それから思いを伝えることをしていくことで、例えばここで政府が駄目だったら、また国連に持っていくとか、福島の子供たちは実際国連まで行って、子供たちの声、こういう手だてがあるのだよ、我慢なくていいのだよ、思ったこと言ってやっていくしかないのだよ、そうすることで表現力も高まっていきますよね。

沖縄のもとの力って本当に表現力だと思うのですけれども、そういう意味でもまたもしかしたら結果的に、やっぱりなかなか伝わらない部分があると思うかもですけれども、そういう力をつけてほしいなという思いがあって、今回のオスプレイがあったので、とにかく危ないので製造中止にするとやっているの、飛ばさないのは当然だと思うので、ぜひそれも言っていただくことできないかと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 まず、先ほどの件に関して、関連の質疑をしたのですけれども、まさにそのとおりですよ。これまでずっと市議会でも騒音の抗議決議、あるいは市としてこれまでの姿勢も、これというときにはすぐに騒音に対する抗議とか要請を出していくのが宜野湾市の状況ではあるのです。それでも、しかし米軍のほうはいろんな理由を挙げて、時には国県、あるいは宜野湾市の要請に対しても無視したような形で、やっぱり上空から米軍機の騒音をずっとまき散らしているわけですので、そうですね。市としても、市のほ

うも頑張ってください、それから議会も頑張ってください、それで市民のほうもそういった形でずっと言い続けないと、またどんなそういった思いも寄らない事故等が起きないか、いつもそれを心配しているのですよね。それを心配している中で、こういった形の学校の上空、教育施設の上空を飛ぶと、やはり子供たち、児童生徒の教育的なものにもすごく影響しているのではないかなというものはあるのですけれども、今回、相当の資料として出されているわけですので、少し全体的なものはまだ目を通していませんけれども、本当に全くそのとおりだと思います。

これに関してですけれども、加藤さんは長年、そういったことを訴えられる中で、本人としても研究というのでしょうか、そういったことをなさってきたのでしょうか。

○石川慶 委員長 参考人、加藤愛子さん。

○加藤愛子 参考人 研究はしていないのですけれども、保育にはちょっと携わっております。子供たちと関わる機会は結構多くて、今もちょっと児童館で関わっていますけれども、子供たちはみんな元気です。それなので、子どもの権利条約を沖縄に来てちょっと勉強させてもらって、子どもの権利条約のことは沖縄でよく言われているのですけれども、なぜか一番使わなければいけないこの基地の騒音の問題とか命の問題とかで全く使われていないというのがおかしいのではないかと私は思っていて、ガザで今、子供たちたくさん殺されていますけれども、そういうことに対しても戦争にはなっていないけれども、やっぱり戦争に近いような状態、軍の問題で子どもの権利が侵害されている。だから宜野湾市は、基地があることで非常に大変で、何回も訴えていて大変ですけれども、子どもの権利条約というのも使えるので、そこは大変だけれども、子どもの権利はすごく訴えるところだよ。市は浮くかもしれないけれども、子どもの権利もちゃんと守ってくれということもうるさく言うところだよというふうに、どんどん主張していただけるとうれしいなと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。普天間飛行場は、もう皆さんが本当によく現状を知っているわけで、世界で一番危険な飛行場だと言われる。近いところにある嘉数地域、それから野嵩、普天間地域です。私は市のまだ東側で、少し遠いところに住んでいるのですけれども、そこでいろんな活動とかしているときに、上からその航空機が飛んだときには、本当に一時話合いも中断しているわけですので、これはもうまさに肌身に感じていますので、ぜひそういう状況を止めさせていくために頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。以上。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。質疑は2点ですけれども、1つは加藤さんはさっきの説明で緑ヶ丘保育園とか普天間第二小学校の現状を見て出したということなのですから、その直後から出されているのでしょうか、請願書。

○石川慶 委員長 参考人、加藤愛子さん。

○加藤愛子 参考人 父母から出されたわけではなくて、今回も、その前、市長宛てにも陳情を出させていただいたのですけれども、私のほうで子どもの権利条約使われていないなんていうのがすごくあったので、使えるのではないかとって。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今回が初めてでいいのでしょうか、請願は。

○石川慶 委員長 参考人、加藤愛子さん。

○加藤愛子 参考人 請願は初めてです。宜野湾市長宛てに同じような内容のものは出しました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2つ目なのですがけれども、中でハワイの米軍の環境保護庁のハワイカネオ……

○石川慶 委員長 何ページですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません、これは2ページ目の上から2段目、米軍の環境保護庁のハワイカネオ……

○石川慶 委員長 大丈夫です。

○プリティ宮城ちえ 委員 そのハワイのことをお聞きするのですが、これはハワイでは、飛ばさない、それは守られているのですか。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 これは実は私、県議会のほうにも出して、質問して下さった方がいたので調べたのですが、今どんな状態かというのは、ちょっとすみません。まだ調べられないのですが、たしか制限は出ているというか、資料を見ていたのですが、教室では何デシベルまでというのがあって、やっぱり子ども権利条約って差別なくなるので、どこもそうでないといけないので。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 加藤愛子さんがおっしゃるように、何かもしこれがちゃんとハワイ守られているとしたら、本当にダブルスタンダードというか、沖縄の権利というのを本当に守られていないというふうに思いました。お答えありがとうございます。

○石川慶 委員長 質疑のある方。ありませんか。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしいですか。よろしく申し上げます。内容のほうも請願書見させていただいています。参考資料のほうの資料も確認させていただきました。そこで2点確認させていただきたいです。

先ほど我々議会と市と同じように陳情のほうを出されていると伺ったのですが、市長のほうからは何か回答などはありましたか。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 回答は特に求めていなかったのですが、要はそれなりに努力してはいただいたかなというふうに感じています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 私たちも抗議要請を行っているのですが、確認したいのは、要旨のほう、趣旨のほうを確認させていただきました。加藤さんが訴えたいというのは、まず1つは日本政府に対してこういう教育上の施設を飛ばさないで、即中止してくださいという1点。もう一点は、日米地位協定の中の文言を改定してくださいと、この2点という理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 大丈夫です。

○上里広幸 委員 内容等も確認させていただきましたので、ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今日は説明、出席いただいてありがとうございます。加藤さんが冒頭で説明された件についてもう少し詳しくお尋ねできればと思うのですが、最後のほうに資料を持ち出して、米軍はクレーム処理が大変なのだということの説明がありました。これはどちらが出している。国防総省が出しているものなのですか、どちらが出しているものなのですか。

○**石川慶 委員長** 参考人。

○**加藤愛子 参考人** 国防総省の中の組織みたいな、国防総省の中にコミュニティーと環境騒音に関する、何かそういう場所をつくったみたいで、そこで出しているのか、元国防総省……

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 自分でも調べることでできますので、また調べてみます。

要は、この指摘というのは、私たちはちょっと盲点だったかなと今気づかされています。どういうことかという、今回の屋久島沖に落ちたオスプレイに対して、宜野湾市議会も抗議行動を13日に防衛局に行く予定なのですが、結局宛先というのは内閣総理大臣であったり、あるいは防衛大臣であったりしているのですが、米軍側は例えば普天間基地司令官とか石平のほうにG7という総括する部署があるのですが、あとは総領事。米軍のトップには入っていないのですよ、入れてなかったのです。本来であれば、ちゃんと入れるべきだなというのを今日は気づかされました。

というのは、オスプレイが墜落した後の木原防衛大臣の発言で、米軍側には原因究明するまで飛ぶなどというのを伝えたと言った後に、米側は、いや、聞いていないというようなコメントがあったので、やはり日本政府がちゃんと伝えているか、あるいはいないのか、非常に不透明であるというのを感じたので、やはり抗議をする自治体の議会がしっかり大統領まで、あるいは国防長官までその内容というのを伝えないといけないというのを感じました。

というのは、やはりG7まで行っても、総領事まで行っても、本当に上まで行っているのかということも非常に疑問があるので、そういった意味では今日は非常に加藤さんの説明ではいい気づきがあったと思っています。ありがとうございます。以上です。

○**石川慶 委員長** 質疑のある方。よろしいですか。議長。

○**呉屋等 議長** 今日はどうもありがとうございました。ちょっと確認なのですが、先ほど上里委員との質疑回答の中で、請願の趣旨の中に日米協定の話が出ていました。これは日米地位協定というような言い方だったのか、日米の騒音防止協定のことをおっしゃっていたのかというところで、少しそこだけ、いわゆる嘉手納飛行場と普天間飛行場の騒音防止協定というのがございまして、それは加藤さんの文書の中にも列記されておりますので、その騒音防止協定の中にもたしか病院、学校、教育施設のほうを飛ばないように、あるいはできるだけというような言い方が一つあります。どちらなのか、もし今お答えできるのであれば、日米地位協定のことをおっしゃっているのか、それとも嘉手納飛行場と普天間飛行場でやっている、日米で結んでいる騒音防止協定のことを御指摘なさっているところをもし回答できるのであればお願いします。

○**石川慶 委員長** 参考人。

○**加藤愛子 参考人** 読んでいるときは意識していたのですが、今ちょっと聞かれるとどっちだったかなという感じで、ちょっと確認します。

○**呉屋等 議長** 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 参考人の加藤さん、よろしくお願いいたします。私のほうから何点か、前に紹介議員の桃原議員にもちょっと確認したのですけれども、その確認を参考人のほうに再度確認させていただきたいのですけれども、普天間飛行場の危険性というのも、これ誰もが思っている周知の事実でありまして、この危険性の除去に関しては様々な意見があるというのは私自身も存じ上げております。

その中で、学校・病院上空の飛行を即時中止することというふうな文言でございましてけれども、私、桃原委員にも確認しましたが、それはある意味、普天間の運用停止と考えてよろしいのか、まずその1点お伺いさせていただきます。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 そうではなくて、なるべく飛ばないという規定が、さっきおっしゃったどちらかに入っているのです、それを守ってくださいということと、それから即全部中止というのではないのです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 なるべく飛ばない、騒音防止協定のことを今おっしゃっているのだと思うのですけれども、確かに騒音防止協定の中には断言する言い方ではないというのも私も存じ上げています。これはやっぱり米軍の運用上の問題、あと日米関係の問題等もあることだと思うので、そう簡単に日本側だけで決められる問題ではないと思うのですけれども、では普天間基地の運用停止を即時求めているわけではないというのは分かりました。これは桃原委員に聞いたときは、それを求めているという回答があったので、ではそれではないという意味合いで取っておきましょう。分かりました。

あともう一点確認させていただきます。今、運用停止を求めているということであつたのですけれども、今、日本の安全環境保障上の観点から日本は日米安保体制というのを取っていて、同盟を結んで、ある程度の抑止力というのを持ちながら、今、日本の国土、領海を守って、国民の生命、財産を守っているという現状がございまして。

この中で、今いろいろとうわさされている近隣の諸国が、多数の挑発等を行いながらやっているわけで、やっぱり日米安保というのは大切なものだろうなと思っております。そういった中でも普天間基地に関しては、我々もまちのど真ん中にあるということで、速くどこかに移してくれという訴えはずっとさせていただいていますので、普天間基地の安全性に関する考え方と一緒に思うのですけれども、ただこれを除去するための考え方は多少違うのだと思うのですが、加藤さん自身としては、この日米安保、これは桃原委員にも確認しましたがけれども、日米安全保障条約に対してはどのような考えをお持ちなのか確認させていただきます。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 即時運用停止というのは、今の時点でオスプレイが落ちたということで、私も即時運用停止です。でも、その前は、学校の上を飛ばないということは、別に即時運用を停止しなくても、学校の上を飛ばないというのは即時運用を停止してほしいのです。意味が分かるかな。ちょっと……

○平安座武志 委員 分かります。

○加藤愛子 参考人 分かります。全部、今、中止するというか、学校の上はとにかく中止して、安全保障条約について、個人的に言わせていただくと、安全保障条約、子供たち毎日、飛行機落ちてくるの心配してい

て、安全保障条約になっているのという気持ちはあります。

○平安座武志 委員 これは普天間基地に関して、全体の。

○加藤愛子 参考人 今、普天間基地に関しては特にそうです。だけれども、ちょっと矛盾を感じています。でも、それは今回出した請願とは関わりないことです。請願は、今ある規定の中でも、これはできるのではないの、子供たちも今も毎日成長しているわけで、こんな今の成長している時期は非常に大事なので、せめてそこだけは何とかしてほしいという思いで出しました。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。趣旨は理解いたしました。

ただ、宜野湾市内、先ほども言いましたけれども、普天間飛行場、まちなど真ん中にある。滑走路の向きも今動かせるものではないので、向きが決まっている中でいきますと、今、学校、病院の上空を飛ばないというこの請願なのですけれども、宜野湾市内、学校、病院、周りに多くありまして、その学校、病院の上を飛ばないとすると、ある意味ノーモア、要するに飛行機飛ばないという意味合いになるという私は理解なのです。ですから、そうなってくると、ですから先ほど普天間飛行場の運用を停止してほしいという意味合いではないというお話がありましたけれども、結局はそういう意味になるのかなという私は理解なのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 私は、常習経路って、記録とか以前は見せてもらうと、割と平気で飛んでいるわと。規定でなるべく飛ばないと決めているのに、そんなに関係なく飛んでいるというのはどうなのだろうかというのと、それからほかの基地ではちゃんとクリアゾーンというのがあって、そこには基地を造らないということがまずあるのに、どうしてここだけ、普天間だけ真ん中に、命に関わることなのに真ん中に造る。もともと何もなかったところではないですよ。もともと人が住んでいるところにできたものなので、これはちょっと差別ではないのというふうに思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ですから、私が伺ったのは、宜野湾市内、この請願の趣旨からいきますと、宜野湾市内はあちらこちらに病院、学校がある。その上を飛ばないでくれというような趣旨からいきますと、ですから普天間飛行場には飛行機自体を飛ばさないでくれという意味合いになりますが、そう思いませんかという御質疑だったのですけれども。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 それは米軍と日本政府の都合ですよ。子どもたちの権利を守るということは、子どもの権利条約を日本政府は批准しているのです。守らなければいけないのです。憲法でも安全は言われていますよね。だからどうしてもここに必要だというような事情があるとしても、でも全然逆のところからいうと、子どもの権利条約というのは国際法ですから、憲法の次くらいですから、やっぱりこれはもう批准した以上守らなければいけないと思うし、守らないと子どもたちの安全も成長も学ぶ権利守られないので、その米軍の都合とか日本政府の都合は、もうそちらで考えてくださいとか、そちらは都合を考えなければいけない。でも、子どもたちの子どもの権利条約からいったら、批准しているなら守ってほしいということです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 私の質疑の回答になったかどうか分からないのですが、ですからある意味、今請願の趣旨からいきますと、先ほど要するに普天間飛行場の運用停止状態ではないということではあったのですが、そのような状態になるという意味合いになりますということをお伝えしたかったということ、やはり我々も普天間基地が大事だと、大事というか、この場所にあること自体は大反対で、ですから早く、今、国と国の合意の下で進められている事業をとというのは、私も個人の立場ではあるのですけれども、ですから子どもの権利に関しても、今御説明があったとおり、なるほどそのとおりだろうなという思いも私はあります。

ですから、早くどうにか移していただきたいなというのは、同じ思いではあると思います。ただ、先ほども言ったように、やり方というのが様々な皆さんの考えがあって、今沖縄の現状が大体二分されているような現状になっているという認識なのですけれども、確かに子どもの権利としては、私もこの宜野湾市内、上大謝名、嘉数区域というところに住んでいて、真上を下りる場所で生まれたときから、小さい頃からちよつと育ってきた者としてしましては当たり前になっていたものが、事故等の現状を見ますとやはり危険なのだなど、早くどうにかしていただきたいなと。国のほうにも事故が起こるたびに、意見書等でいろいろ求めたりもしているのですけれども、性善説として同じ思いでございます。

ただ、国としては日米安保条約を結んでいる以上、やはり国家を守るという、要するに安全保障条約、抑止力という部分で、だからお互い同盟関係を結んでいる以上、即時とか、即何かを停止するかというのはちよつと難しいのかなと思っております。

ただ、加藤さんの子どもの権利を守りたい、要するに今の現状、私も地域に住んできたものとしてしましては同じ思いではあります。我々も考え方は違いますが、普天間飛行場、ある意味どうにかしていただきたいというのは国のほうにも伝えながら、市と共に行動を起こしていければなと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 質疑ありますか。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今日はありがとうございます。前回、請願書の紹介議員として桃原功委員に質疑した内容を少し確認のために分かりやすいものをしますので、よろしくをお願いします。

この請願は、まずは沖縄県議会にも出ていますでしょうか。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 沖縄県議会には陳情で出しています。陳情書。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 陳情で。なぜ聞いたかという、この問題は沖縄、宜野湾市議会だけの大変な問題でもないのです。近隣市町村、宜野湾市の周りに多くの市町村がひっついていて、写真見て分かるように、宜野湾市の真ん中に普天間飛行場があるのだなということは、出た瞬間に、浦添市に、西原町に入った、そして北中、北谷、海側から行けばまた北谷とかあるのですけれども、そこの地域の皆さんのほうへ、今日の請願は出しているかどうかを確認させてください。宜野湾市以外の市町村に請願もしくは陳情を出しているかどうかを教えてくださいなと思います。

○石川慶 委員長 参考人。

○加藤愛子 参考人 それは出していないですね。

○伊波一男 委員 出している。

○石川慶 委員長 出していない。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 本場に宜野湾市の普天間基地って宜野湾市だけの問題というふうによく捉えられてはいるのですが、当たり前前に危険との隣り合わせとよく言われています。大変厳しい状況の中で、子供たちが危険な状態ですよ、議員さんたち、この請願をしっかりと熟読して、ぜひこの思いを日本政府、また地位協定、日米協定、しっかりまた結びつけてくださいという思いで今日お見えになっているという、先ほどやり取りしてから確認はできましたけれども、それを周りの声も一緒にもっと盛り上げていかないと、ちょっと時間かかるのかなとは思いますが。

特に県議会の動き、沖縄県知事が今しっかり辺野古の問題、国とずっと対峙していて、普天間が置き去り、なおざりというか、ほとんど宜野湾市に来たことないです。多分1回ぐらいしか来たことないとかです。普天間基地を見たのは、本当に常にうまくなかなかできていない。本当は県議会の動きもしっかり見て、県知事の動きもしっかりまた見ていきたいなと思います。今の内容的には、大変やり取り聞いていたら、子供たちを守りたいという思いもしっかり受け止めておりますので、もう少し時間いただきながら、精査させていただいたと思っております。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、加藤さん、ありがとうございました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時45分)

○石川慶 委員長 審査中の請願第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時47分)

【議題】

陳情第18号 学生議会開催について

○石川慶 委員長 次に、陳情第18号 学生議会開催についてを議題といたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時01分)

○石川慶 委員長 審査中の陳情第18号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時02分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時14分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午前11時14分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年12月12日（火） 3日目

午前10時01分 開会

午前11時39分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

| | |
|-----|----------|
| 委員長 | 石川 慶 |
| 委員 | 宮城 克 |
| 委員 | 桃原 功 |
| 委員 | プリティ宮城ちえ |
| 委員 | 上里 広幸 |

| | |
|------|--------|
| 副委員長 | 知念 秀明 |
| 委員 | 平安座 武志 |
| 委員 | 伊波 一男 |
| 委員 | 我如古 盛英 |
| 委員 | 上地 安之 |

○欠席委員（0名）

○説明員（11名）

| | |
|-----------------|--------|
| 総務部次長 | 多和田 眞満 |
| 企画部次長 | 伊佐 真 |
| 企画政策担当技査 | 望月 利晋 |
| 教育部次長 | 真鳥 かおり |
| 指導部次長 | 松本 勝利 |
| 学校給食センター 所 長 | 伊佐 英人 |

| | |
|----------|-------|
| 市民税係長 | 内間 航 |
| 企画政策担当技幹 | 玉元 智 |
| 財政課長 | 比嘉 隼也 |
| 施設課長 | 仲村 等 |
| 指導課長 | 新川 健次 |
| | |

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く
空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第18号 学生議会開催について

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

第454回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年12月12日（火）第3日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の項目について質疑を実施していきたいと思っております。

1、資料番号8、予算書57ページ、10款4項1目公共施設維持修繕事業。2、予算書57ページ、10款1項3目中学校部活動指導員配置事業。3、予算書63ページ、10款6項3目令和5年度小中学校給食費全額助成事業（補助）。4、資料番号1、予算書14ページ、1款4項1目たばこ税。5、光熱水費について。6、資料番号4、予算書18ページ、15款2項10目普天間飛行場周辺まちづくり事業。以上6件について質疑を行うことに決定しております。

それでは、質疑を行ってまいりたいと思っております。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。1番から行きましょうね。10款4項1目公共施設維持修繕事業。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。資料も提供いただいて、本当に多岐にわたる市内の13小中学校の台風6号による修繕対応策が取られているということで認識はしているのですが、ちょっと細かい質疑になるのですが、この資料番号8番のページ数振られていないのですが、宜野湾中学校の件でお尋ねしたいのですが、宜野湾中学校は会派で一応視察に行って3階部分の普通教室が台風6号などで打ち雨なのか、浸水をして、教室自体がプール状態ということで、教育長にもその後、直に要請はしたのですが、ここでページ数ちょっと振られていませんけれども、宜野湾中学校のところ見ていただけますか。8月7日というところ。番号が6番1—3、これ多分1年3組だと思うのですが、ベランダ、掃き出し窓より吹き込み、雨漏り、新聞紙など対応していたとあるのですが、これは予算を見ると予算がついていないように見受けられて、学校対応というふうに書いてあるのです。学校で対応するぐらいの程度のものなのか、予算講じて根本的に打ち雨しないというのを対策すべきだと思うのですが、ここを少し説明をお願いできますか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 桃原功委員の御質疑にお答えしたいと思います。今回、宜野湾中につきましては、6番となっていると思うのですが、1—3、ベランダ、掃き出しという形で、私たちのほうも見させてもらいました。今回、台風のは、掃き出し窓から雨が吹き込んだことが原因だったと考えています。その対策として、排水溝があるのですが、それを掃除すると落ち着きましたので、なかなか掃除が詰まっていた原因かなということで今考えています。その後については、学校から雨漏りがしてきたので、ベランダから吹き出

しているということはないと聞いていますので、あと届かない範囲というのですか、天井の高いところについては、うちのほうで別途で掃除している状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今の答弁からしたら、この排水溝のごみを取り除いたらもう解決できたということですね。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 そのとおりでございます。一気にうちの職員も確認して、水が流れて、たまっていたごみを取り除くと、それが解消になったと聞いております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私も現場確認しましたがけれども、もちろんごみ取り除けば、そのときは流れて対応は解決になると思うのですがけれども、その都度、例えば大雨のときとか台風のときになったら、また同じようなことが繰り返されるという懸念がありますよね。あのとき、私が校長先生と相談したのは、フラットの網ではなくて、これをちょっとドーム型のとか、要はごみがたまって、葉っぱなどがたまって、こういうフラットではなくて、ドーム型であれば、そのままある程度のごみが滞留しても流れる、そのようなものがないですねということで、校長先生も、それがいいですねということで相談していたのです。だから、これお金をかけないで、そのごみを取り除いただけでそれが解決したとなると、またあの後、6号以降の大雨などで苦言というか、要望が出ていないですか。要は根本的にもう少しそういうドーム型の網というのもそんなにしないと思うのですが、そういう解決策というのは取らないのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 桃原功委員の御質疑にお答えします。今回、ごみというのは、そのベランダ部分ではなくて、ほかからも来ているごみがあって、ごみがたまって、掃除がなかなかできない状態で水が溢れて、ベランダがあふれて、風が吹いて、この水が流れ込んだと考えております。学校にも掃除を定期的に、せめて2か月に1回ぐらいとか、今はいいですがけれども、来年また梅雨頃とか台風が来るときに備えて、これは各学校にもお願いをしているところなのですが、今回、台風6号の件については、少し掃除できるところが学校でもできますので、たださっき出たいろんな場所からごみが飛んできますので、屋根とかその辺で危険なところについては、うちも業者を通じてやっていきます。

今、ごみを取ったので解消はしております。今、うちの提案としては、どこか別のところ、特に大雨が降ったときとか台風のときとか、排水が穴あけてというか、排水処理したほうがまだいいのかなという提案はしています。ただ、そこを開けてしまうと、そこからまた水、排水が流れてくるので、上からだ。というので、今ちょっとその辺で学校とも協議して、先ほど桃原委員から出まして、今状況を確認しながら、うちとしてはまた改めて排水というか、特に大雨が降ったときの対策としてそれを考えているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ドーム型の網がいいのかよく分かりませんが、やっぱり何らかの対応は必要かなと。大雨のたびに、また都度という皆さんのほうも大変でしょうし、学校側もまた台風のたびに、またそういった備えをしていくというふうに考えると、いい器具等があれば、そのようなところに仕様を変えていくという方向も大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

新しくなった普天間小学校などは、こういう何ていうのでしょうか、あれは宜野湾中学校は3階部分でしたけれども、もうある程度の葉っぱなどが集まってきて、ちゃんと排水できるような網戸みたいなものに替わっているのですか、それとも既存のままのフラット型のものなのですか、新しい学校は。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 桃原功委員の御質疑にお答えします。普天間小学校についても、もともと水の流れとかというのを計算しております。今回の台風6号について普天間小学校、宜野湾中学校も各学校少しずつやっぱり、先ほど少し掃除をしてほしいというのがいろんなところから側溝とかあいうのが詰まって、あそこから来たのが結構ございます。それでベランダ等に来て、風が強くて教室に流れたのが原因かと思っていますので、まずは学校でできる範囲、少しでもいいですから、側溝のごみがたまったら排除するという形とかも、グレーチングのところにとまってしまう。そこからまた溢れてしまうということも多々現場で確認ができましたので、この辺は取り替えることも協議して、学校でできる分とうちができる分、ふだんの雨だったら大丈夫なのですけれども、これがきれいな状態だったらける状態なのです。やっぱりごみがたまるといのは、どうしても古かろうが新しかろうがなかなか排出できない状態になるのかなというのを確認できます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。よろしく願いいたします。

この資料を見ていると、13小中学校のほとんどが済みということで、対策が講じられたのだなということで確認ができるのですけれども、一部保留というのもあるのですけれども、例えば私も全て学校現場に行ってチェックできているわけではないので、この際お尋ねしたいのですけれども、最初のページの普天間第二小学校の3番のグラウンドゴールネットの破損、消耗品、ごめんなさい。これではない。4番の倉庫の屋根破損、未使用とか何点か保留がありますよね。

その次のページの長田小学校の3番の体育館雨漏り、これも保留で、普天間中学校の農具小屋一部破損、何点か保留があるので、これは今後のまた予算の張りつけとかになるのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 桃原功委員の御質疑にお答えします。各学校から上がってきたものについては、うちも職員と一緒に現場確認しております。いろいろ緊急性があるものとかというものを先にさせていただきます。保留というのは、ほかの予算で、この事業でなくて、また別の予算もありますので、そこでやるのかとかというの踏まえて、少し考えさせて、ちょっと市としては、すぐ緊急でやるべき、ちょっと保留とか、どういう形ができるのだろうかという考えもございましたので、この事業でやるのか、ほかの財源とか使ってやるのかということも含めて少し検討させてもらっている状況でございます。

○桃原功 委員 よく分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 続きまして、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1つ追加して、2点ぐらいでお願いします。ページがない。2枚目なのですが、特に今回、金額が大きいのが2点あるのです。志真志小学校と長田小学校のプールのフェンス、長田小学校も同じですね。プールのそばや屋上のフェンスとあるのですけれども、これも台風で皆破損して取り替えたという結果になっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 我如古盛英委員にお答えします。そのとおり、台風で曲がったりとかつかない状態になったので、修繕整備しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 9月に補正を組んで、即対応していただいて本当にありがたいのですが、その前に桃原委員がほとんどやりましたので、あと一つは、宜野湾中学校、先ほども台風被害を視察に行ったのですけれども、そのときに体育館の床が大雨とか……

(「膨張」という者あり)

○我如古盛英 委員 床が何と何というのですか、本当に体育館に適した材質を使われて、すごく質のいい材質なのですが、ただ大雨とか台風とかに水、湿気がどこからか入ってくるのかなって一般質問でもやったのですが、波打って使えない状態がある場合があるということで学校側から要請を受けたのですけれども、これに対しては今回は何か入っていないような気がするのですが、どういう形で改善していこうと思うのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 我如古委員の御質疑にお答えしたいと思います。宜野湾中学校の体育館については、中学校からもありましたし、上里委員からも質疑とかもございました。実際、今回、維持修繕事業でやる事業ではないのかなと。

(「やらない」という者あり)

○施設課長 ですね。政策事業としてちゃんと設計を入れて、多分湿気とかの問題があってそうなるからという原因は分かっているのですけれども、そういう対策をどうしていくかどうか、まずは設計をして、宜野湾中学校の体育館の改修も、長寿命化の中でやっていこうかということで考えているところです。

○我如古盛英 委員 今回は、それに充てていないということですかね。

委員長、もうこれで十分です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ありがとうございます。

では、皆さん、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めていきましょう。

では、2つ目の次は予算書57ページ、10款1項3目中学校部活動指導員配置事業について質疑をお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。ちょっとくどいということでお叱りを受けるかもしれないけれども……

○石川慶 委員長 ちょっとすみません。終わったところは、随時退席していきますので、御理解をお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 予算書57ページの教育指導費の部活指導員の配置事業、123万円の減額なのですが、さきにも少しお尋ねしましたが、融通性というのは利かないのかな。いろんな部活の種類があって、ここの方が確保できなかったと、Aさんが確保できなかったと。だけれども、BとかCの部活はやっていて、そこにはそういう報酬等も本当は払わなければいけない方だけれども、そういったのを回すという融通性というのはできないのでしょうか。あるいは、学校を越えてでもいいと思うのですが……

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。57ページの中学校部活動指導員配置事業123万円の減額におきましては、さきの答弁もしているとおおり、未配置期間があつての減額であります。桃原委員の御質疑に関しましては、他の競技等と部活動の指導員等の配置はできないかというところがございますが、今回、学校側からの要望で、また平日の時間と休日の時間と一定時間ありますので、その指導員の意向というのをマッチングさせて配置しないといけないので、なかなかその辺のマッチングがうまくいなくて、今回、未配置期間が生じております。今後も学校からの要望をまず第一に、ただ指導員のほうの確保ができるかという問題もございますので、その辺は柔軟に競技等も調整しながら、学校の意見を踏まえて、対象者のほうが出てくるような形が配置のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この予算というのは、融通性は利かないものなのですか。例えば、Aという学校がB部活の指導員を求めていますと市教委に申請をして、では分かりました。このB競技に関して指導員を確保しましょうということで、お互いに教育委員会も学校側も探して、見つかりましたと。だけれども、この方、C先生の都合で、C指導員の都合でちょっと辞めるとか移転とか何か事情があったとする。そうすると、そこで未配置になってしまったと。ところが、D中学校のE部活もある。ここにはもう指導員はいて、その報酬はいただいている。こういうふうに回すという融通性自体も予算自体にないのですか。そうしたら減額する必要もないと思うのだけれども。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。ただ、中学校部活動指導員の配置事業におきましては、宜野湾市においては4中学校ございますので、基本4中学校1名の配置を予定しております。予算的な都合、先ほども申し上げたとおり、学校の要望等を踏まえて指導員の配置を行っておりますが、委員御指摘のような感じで、もし仮に未配置期間が継続するような場合であれば、当然そういった調整は可能かと思うのですけれども、ただ学校のほうに仮にではそういった未配置期間の中で、また別途のほうの配置したい場合に関しては、1校につき1人しか配置してございませんので、その辺調整がつけば、学校のほうはもう今年度要らないというところの確認等が取れば、そういった調整は可能かと思うのですけれども、今現時点では各学校1校に1指導員という形ですので、その辺学校の要望で、指導員の配置状況で期間的なものも考慮しながら、もし一つの学校で配置ができないというところがあれば、3中学校の調整は可能かとは思うのですけれども、今現時点では1中学校1名で、稼働時間のほうも限られてございますので、その辺はまずは各学校に1人を配置したいというふうに考えて教育委員会としては進めてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 公平にというか、平等にというか、4中学校に配置するという皆様方の基本スタンスももちろん理解します。今の答弁からしたら、ある程度の融通性は予算的にも持ち合わせてはいるのだと。それがうまく調整ができれば、そういうことも可能だということでの認識でいいですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今回、この補正予算の減額に関しましては、県の3分の2の補助金もございますので、県のほうも基本この交付目的においては、子供たちの将来にわたりスポーツに継続して親しむことができる機会

の確保というところの視点もございますので、そういったところを踏まえながら、1中学校1名というところの原則がございまして、そこがもし仮に任用できないとか、その分は不要だということの考え方が確認できれば、当然柔軟なことはできるかとは思うのですけれども、基本的には1中学校1名という配置を基本としておりますので、できれば学校の希望と指導員の子供たちの意向、できる競技等をマッチングして、可能な限り配置できるように努めていきたいというふうに考えております。

○**桃原功 委員** 努めてください。以上です。

○**石川慶 委員長** 今の件、ほかに質疑ありますか。大丈夫ですか。

(「はい」という者あり)

○**石川慶 委員長** 進めていきましょう。

では、続きまして3番、予算書63ページ、10款6項3目令和5年度小中学校給食費全額助成事業補助について質疑をお願いいたします。上地安之委員。

○**上地安之 委員** 先日もこれについては確認をさせていただきましたが、時間がありませんので理解ができなくて、改めて確認させてください。やり取りの中で大枠は理解しておりますけれども、1,300万円12月議会の補正予算、それは電気、ガス、食材の著しい高騰により子供たちの食事が、その栄養バランスだとかも含めて1,300万円増額するというような内容ということは理解しております。

そこで、まず1,300万円の原資が、それで見える限りにおいて単費なのです。たしか5月26日の臨時議会において給食費の保護者が負担する2分の1額、たしか一般財源も含めて、その交付金は2億円幾らか、そこに補助するような事業でした。ここに来て、改めてまた12月議会は1,300万円、その単費で計上をされているのが、臨時交付金というのが活用ができなかったというのがあるかという、ここからまず確認させてください。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今の御質疑については、10款6項3目給食センター費の令和5年度小中学校給食全額助成事業補助で、学校給食食材支援事業補助金1,301万3,000円の計上をしておりますが、その財源については一般財源となっているところで、補正第2号で令和5年度小中学校の給食費の全額補助をした際には、国の重点支援交付金を活用したにもかかわらず、今回の一般財源となっている点についての確認という御質疑だと認識しております。

ここについては御指摘のとおり、補正2号において重点支援交付金の推奨事業枠としまして、住民税所得割のみの非課税世帯の3万円給付及び小中学校給食費全額助成事業、並びに防犯灯電気代高騰分補助事業を予算化して、事業執行を今している状況でございますが、今回、当該事業でそれぞれ不用額といいますか、今事業を執行して、もう12月になりますので、そろそろ精算の段階ということで、不用額の整理等もしている状況でございますので、この執行状況を精査した後に、3月補正などで交付金の余り部分というか、不用額が出て充てられない分については、3月補正で今回計上している給食食材支援事業に充当を組み替えていくというようなことを考えております。以上です。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** まずは、財源の点から少し確認しましたけれども、その地方創生臨時交付金で補助をした、そのメニューというのが給食費においても使用ができるというふうに理解していいですか。そして、今の答弁からすると、3月の最終の補正で財源の組替えをしていくというふうなことで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今回計上している学校給食食材支援事業補助金についても、令和5年度の国から来ました重点支援交付金、こちらのほうを充当することは可能と考えておりますので、3月補正で充当をお願いしていくという形を考えております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、12月議会で、この間少しお話ししましたけれども、その食材高騰というのは今に始まった話ではないと思うのです。その間、やっぱり苦労されてきたと思うのです。栄養バランスとか1食当たりの単価というのが決まっている中で、子供たちの栄養バランスも非常に苦慮されたと思うのです。それ12月議会で上げて、残りの年度を補填の補充をしようというような中身だと思うのですけれども、これまで逆にもっと早めにでもよかったのかなとか思ったりするのですが、それはどうなのですか。そんなことはないでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。前回は答弁したところでございますが、令和5年度5月に全額助成事業という形で事業をビルドして、交付金要望であったり、今回、市内小中学校の全児童が対象になりますので、それらの申請、それに基づき許可証の発行であったりとか、金額の精査というのが上地委員おっしゃるような形で物価高騰の影響に関しましては、恐らく令和2年から上昇傾向にございましたが、それまでは栄養士の努力と、あとは内容の把握までどうしてもちょっと9月の議会において、また真ん中も通過していない状況の中で収支の確認が取れなかったと。その中で、今見えてきた金額というのが、この学校給食センターのできる努力というのが非常に厳しいものになったというところで、今回、12月議会において関係部署と年間調整しながら、過去の積算等をしながら上程に至ったところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 子供たちの栄養バランスが最も優先すべき点で、そのためにいろんな関係者が努力をされていると。ところが、いよいよ努力も限界といえますか、そこで12月の補正なのであります。そこで、それは今後も続いていくというような話なのですか。この間は、その件でちょっと整理ができなかったものだから、なかなかうまく確認が取れなかったものだから、次年度、これは当然継続していくような社会環境で継続をしていくことなのです、しばらくは。そこで令和5年度の当初予算が1億6,200万円予算計上されているのです。当然今回の1,300万円の補正予算というのが、年間を通しての金額というのが出てくると思うのです。そこで、今後の安定した、あるいはまた子供たちの食のバランスを優先した事業を継続するためには、その1,300万円、今回。そして、年間を通しての、これは単純ではないと思うのだけれども、4,200万円ほど、単純に考えるとそのくらい。

それで1億6,200万円に対して、その4,200万円が予算計上されるのですかと。そうではないと。食の安定という提供ができないということではないかということをおし上げておきましたけれども、それは今後の対応について改めて確認させてください。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。令和6年度の当初予算の計上に当たりましては、今現時点では議会議員の皆様は3月議会の新年度の予算を可決していただくというところで、まだ現時点で

決まってはございませんが、ただ上地委員がおっしゃるような形でコロナ禍の影響、物価高騰に影響というのは継続してございますので、国等からの財源であったり、議会のほうからも知事公約の無償化に関する意見書も提出されてございますので、国、県等の動向を踏まえまして関係部署と調整してまいりたいと考えてございます。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 私のほうからも御説明をさせていただきます。上地安之委員の御質疑については、今回、食材費の高騰で学校給食食材支援事業という補助金のほうが1,300万円計上されているということは、今現在もこの高騰状況、先が見越せない状況ではございますので、令和6年度も同じように食材費が不足することが明白ではないか、令和6年度どういった対応するのかという御質疑だと認識しております。こちらについては、御指摘のとおり、現在の給食費の額では令和6年度も食材費が不足するだろうとの認識はしております。こちらについては予算要求のほうを指導部のほうからいただいております。この高騰分についてのほうは、やはり今の給食費では足りないということで、令和6年度の対応についての予算要求はいただいているところでございます。なお、認識としては、協議はしてございます。令和6年度の対応については、予算編成の段階で、先ほどございましたが、国等からの財源の動向を注視しながら、今検討している状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その答弁が前回あれば十分理解できたのだけれども、それは次年度の予算要求段階だから確定しているものでもないし、今まさに対応していると。ただ、教育委員会も財政課にどのように要求されているかなど。それが今日、今しっかり見えてきましたから、ぜひともその予算を確保して、今回の事業がさらに今後も食材高騰というのが続く中で、継続した事業、安定した事業が展開できるように進めていただきたいと思います。

そしてまた、非常にそれ安心しました。それでもう明白です。明らかに今の。ただ、どれだけの予算確保できるかというのは、これ別の話です。今、その段階ではないから。その思いだけは確認取れましたので、ありがとうございます。

そして最後に、地方創生交付金というのは、次年度もあるのですか。もし次年度も継続されるようであれば、当然そういうのも使えますから、その事業にも使えますから、そこら辺は国の補助金の動向をしっかりと確認をして、その事業を継続的に進めていただきますようお願いいたします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今の御質疑、来年度また国の重点支援交付金の有無等についてだと思いますが、こちらについては実は11月29日に国の補正予算が成立しまして、重点支援交付金の拡充ということで宜野湾市のほうにも推奨枠分として約1,000万円程度が明示されているところではございますが、この使途については明確に国のほうから通知がされておまして、令和5年度に予算された事業、令和5年度に実施する事業に充ててくださいということで、この使途が明確化されてございます。ということは、令和6年度の給食費助成であるとか、こういった令和6年度も予算化をして進めていくという事業には使えないような仕組みになってございますので、今回の国の補正の支援交付金のほうではちょっと厳しいと考えておりますが、さらなる追加支援等、来年の事業に向けての追加支援等があるかどうかについて

て今注視をしているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 よく分かりました。ぜひとも補正だけにとどまらず、社会環境もしばらく続きますから、事業については引き続き継続できるようにお願い申し上げます。以上です。

○石川慶 委員長 では、次に4番、資料番号1、予算書14ページ、1款4項1目たばこ税について質疑をお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の増額というのが、まだ私自身がちょっと理解が足りていないので、もう少しお伺いしたいと思っています。当初予算で7億円余りで、補正で12億9,200万円ととんでもない増額だと思っているのです。では、たばこの需要というのは、ばんとあったのかよく分からないのですけれども、なぜ今回、このように12億9,200万円の増額になったのか、もう一度お答えをお願いしていいですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 桃原功委員の質疑にお答えいたします。先日の審議においても説明しておりますので、同じ答弁となりますが、今回、資料の1で出してあるたばこ税の増額について7月から伸びております。それについてはたばこ税を申告納税している事業者7社ございますけれども、そのうちの1社の納税額が大幅に伸びているというところでございます。このまま増額分については、これは営業の努力ということで前回もお話はしてございましたけれども、これが7月、8月、9月とずっと続いておりますので、このまま伸び続けるということも想定しまして、来年3月までそのままいくということの計算で12億円という算出してございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。資料の1番では、今答弁されたように4、5、6月は大体5,500万円、5,100万円、6,000万円、7月、8月が大体2億円前後と、これ足して6億円ですよね。10月、11月、12月、1月、2月、3月、この半年分プラス3か月で9か月分の伸びという見込みでの見立てですか、この12億円というのは、私の指摘が違っていたら、指摘してください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今回の12億円につきましては、7月からのを含めて、来年の3月まで想定して額を入れてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市税が伸びるということは好ましいことなので、そうすると次年度以降も、令和6年4月以降も大体おおむね1社がこのように売上げを堅持して、4月以降も大体同じような算段で見積もれるという見通しですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 総務部としては、この状況を見ますと、次年度もそのまま行くのではないかとということで、次年度予算の編成中ではございますけれども、そのようにして財政とも調整はしてございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 歳入でこのように12億円増えて合計で19億9,000万円と非常に大きな伸びなのですが、この伸びをそのまま歳出の部分では民生費とかそういったふうに回すこともできたという解釈でいいのです

か。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。今の御質疑は、今回の補正予算（第6号）の中で歳入として大幅増、たばこ税の大幅増した中で、このお金は、このお金というか増収分は、どういうふうな予算組みになっているのかというところの御質疑ということでよろしいでしょうか。

（「はい」という者あり）

○財政課長 こちらについては、実は当初予算の段階で財政調整基金、財源の不足分として財政調整基金を17億1,500万円繰入れをした予算額となっております。財政調整基金は17億円です。そして、今回の補正については、歳出のほうでも退職手当であったり扶助費の増がございましたが、ただ介護施設における電気料の減額であったり、その他事業費の不用額に加えて今回のたばこ税収の大幅増による歳入が大きく伸びたことと歳出が減ったことで、合計して歳入のほうが大きく上回っているような状況となりましたので、ここを歳入歳出同額にするために財政調整基金ですが、予算書の23ページになります。財政調整基金、23ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金を11億6,700万円減額をして、崩さないと11億6,700万円を繰り入れる予定していたもの、それを減額するというところで財源の調整をさせていただきます。こんな内容の補正予算になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 市税なので使い道は自由だと思うので、ただたばこ税という性質から考えると、歳出の使い道も何らかに関連するようなものへの使い方というのもあってもよかったのかなと、そのまま財調ということではなくて。どういうことかというところ、健康に関する、健康というワードに関するところへの支出というのでもあってもよかったのかなと思うのですけれども、その辺というのは議論はあったのですか、いきなり国保税ではなくて。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。この件については、国保を新たな歳出に使うということになりますと、新たな事業であったり、そういったところを考えていく必要がございましたが、今回についてはその議論をちょっとして、健康事業であったり、そういったところへの減はちょっとしておりませんので、財政調整基金を繰り戻して財源を調整したという形になっております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の件で少し。

○石川慶 委員長 大丈夫です。上地安之委員。

○上地安之 委員 今の件ということで、たばこ税増税に伴い、地方交付税の減額、それも次年度発生するという答弁がありましたけれども、それは独自の収入が上がれば上がるほど、基本的には交付税の減額になる。つまり需要額と差引きをした場合に、差額分を交付税で措置をする仕組みからすると、収入を上げれば上げるほど、これは交付税が減額されるという基本的な考え方があると思うのだけれども、それをどう乗り切っていくのか。例えば需要額にしても、皆さん方は次年度の予算の今要求段階の中で、採択事業であり、不採択事業であり、保留事業であり、見直し事業であり、いろいろと区分を分けていると思うのです。そこで需要額を上げれば、需要はあるわけです。

ところが、限られた財源の中で、それは採択、不採択を決定しているのだけれども、需要額を上げるという手法になると、これ交付税の対応方に、交付税の減額、これは何らかの対応できないかなと思ったりするのです。これどうなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今の御質疑については、普通交付税の中で基準財政収入額と需要額の差額の交付についてであります。収入額が上がれば上がるほど減額の方に、縮減になっているというところで、では基準財政需要額の方を上げていけば減額の幅が少なくなる、もしくは同額になるのではないかというこの御質疑だと思いますが、普通交付税の制度の中での基準財政需要額については、私ども個々の団体の需要額そのものということではなくて、全国的な、どこの自治体でも標準的な事務事業についての需要を捉えて、国のほうで算定していきますので、例えば我々のほうで行う政策的な事業、こういったところについてはなかなか事業として国のほうでは取り上げにくいということで、やはり全国一律のルールで需要額も算定されておりますので、今後、政策事業をやったから需要額が伸びるところにはならない、そういうふうになってございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それも仕組みそのものが残念ですね。地元自らが対応しているのに、こうして稼いでいるにもかかわらず、国の補助金の普通交付税を減らされるというか、これに対して……これは理解いたしました。基準財政需要額の位置づけだと思うのだけれども、本市だけの需要を拡大しても基準値があるよという話だと思うのだけれども、今後検討していただきたいと思えます。以上です。

○石川慶 委員長 では、続きまして5番、光熱水費について質疑をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 こんにちは。まず、本会議場でも説明があったのですが、今回、光熱水費の今後マイナスに対しての、今回出た予算の中で9か所以上あるのですよね、9件以上。

(「何ページ」という者あり)

○我如古盛英 委員 ページは、まず41ページから説明受けましたから、41ページの3款2項2目です。うなばら保育園、あるいは宜野湾保育所、後ろのほうになると保育所、幼稚園をまとめて出されているところがあるのですが、まずこれは電気料金が値上がりするだろうということで補正を組んだわけですが、それで十分間に合ったということは、それはいいことだと思うのですが、その減額になった理由というのをもう一度説明いただけないでしょうか。本会議で部長が答弁もされていたのですが、

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。電気料金の減額についてでございますが、今回の補正予算(第6号)で、例えば本庁舎が1,400万円の減額、学校施設等で7,300万円の減額など合計で8,759万9,000円の減額を計上してございます。

減額の理由についてですが、当初予算の編成段階においてなのですが、こちら沖縄電力の担当者のほうと調整を踏まえまして、電気料金の単価を見込みました。電気料の値上げの申請を国のほうにしていくという段階でございましたので、そちらの今の値上げの状況をヒアリングさせていただきまして、その単価に過去の使用量を実績を用いて計上してございます。これが当初予算の電気料金の全体的な編成の方針でございます。そのため全体で、前年度比で2.1億円の増を予算計上しております。ただし、沖縄電力の電気料金につい

ては、契約の種別で様々少し変わってきますが、令和5年6月分より33%から40%程度の増額改定が国から認可されました。当初はもっと高いパーセンテージで国のほうに申請していたところなのですけれども、国のほうも査定が入って、33%から40%程度の増額改定から国が認可されました。

さらに、実際には6月分からは国の電気、ガス、価格激変緩和対策事業が開始されました。また、7月からは沖縄県の電気料金高騰緊急対策事業により、こういったところで対策事業が打たれましたので、そのために値上げ率は約10%程度に抑えられている状況ということでございます。そのために、当初予算との開きがかなり出てきましたので、今回、減額をさせていただいているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その件に関して、あと2件ぐらい質疑したいのですけれども、合計の残額が8,700万円余が今回減額になったということで、示してくれてありがとうございます。

それからもう一つは、今回、こういった形で国の対策というのですか、対策あるいは県の対策費が盛り込まれて、こういった減額になるということなののですけれども、次年度に関してはどういうふうな予想なされていますか。そこまで答弁できますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申しあげました国と県の対策事業のほうなのですが、国の緊急緩和事業については令和6年4月末までということになっております。令和6年4月末までは、事業をしますということで見えております。沖縄県の対策事業は令和6年1月請求分までとなっております。なので、今年度中の1月までに、今のところこういった発表がされております。ただし、こちらについても本来、沖縄県も10月で終わりますが、国のほうも終わりますということだったので、それぞれ国のほうの補正で令和6年4月分まで延長しますと、県のほうも令和6年1月分まで延長しますというような形で事業のほうを拡大というか、延長してきていた状況でした。なので、今後もちよっとこの辺について状況等は見通せない形になっていると思います、この出ることについては。だからまた何らかの国と県についても延長していただけるのか、この事業の延長をしていただけるのかというところを今ちょっと情報収集しているところでございます。

今のところ、先ほど申しあげたとおり、国のほうは4月分まで、県のほうは令和6年1月分までは事業を続けますということでございますので、それを踏まえると、今現段階の状況よりは電気料金というのは上がっていくのではないかとこのふうに見えておりますので、そこも踏まえて今ちょっと予算要求のほうをいただいて、編成段階で精査しているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 こういった状況は、国政の状況、経済の状況を円安があまりにも進んだ結果、いろんな国際状況もあるので、頑張ってください、そういった電気料金あるいはガス等、生活等に重要なものがありますから、まず市のほうからそういった情報を見ながら、ぜひとも減額していただければ。

この減額なののですけれども、もう一つ言います。個人個人の電気料金も先月と今月ですか、少し割安になったのかなと思うのです。この軽減処置というのは、これは公共団体だけではなくて、一般市民、県民もみんな該当するのですか。

もう一つ、それとこれから各自治会の学習等供用施設等もあるので、そういったところも支援

されているのかどうか、その2点お願いしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。国と県の支援、補助の施策対策事業については、どういった種類の施設かということではなくて、契約ごとに家庭であればどれぐらい高く卸しますよ。あと、事業用であればこれくらいとか、高圧電力事業所であればこのくらいという形で、全ての電気料金に対応はしているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それから、もう一つ学習等供用施設の件ですけれども、自治会の電気料も当初、これだけ値上げされたら予算的に困るということで、いろいろ自治会長の皆さん悩んでいたのですけれども、今の国、県のものが適用されているのでしょうか、地方公共団体だけではなく。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。先ほども申し上げたとおり、一般家庭も含めて全て直接、何といえますか、こちらのほうに補助金が下りてきているとかということではなくて、電力会社のほうを通してということになるので、そこが料金を国、県から補助を受けて全部料金を下げて、抑えているというような状況です。

○我如古盛英 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ちょっと確認したいのですけれども、課長、これ12月に電気料金の補正が上がるということなかなかないと思うのですけれども、何で、3月でしょうという考えだったのですけれども、当初の予算から大きく開きがあったから今回、補正を上げていた。今、この8,759万円というのは、4から10月までの補正ですよ、そういったことですよ。それもなかなか分かっていないですか。

来年3月にも5か月分の補正では5,000万円とか6,000万円、そういった数字になると思うのですけれども、その説明もやってもらったほうが分かりやすいですよ。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。今回の補正については、御指摘のとおり4月から10月分の実績に基づいた補正を減額ということになっております。この先、また11月分から補正を上げる段階で12月までの実績を踏まえて、また1月、2月、3月を見込んで、どれぐらい減額していけるかということもまた3月補正のほうで要求をいただいて精査して計上していくということになると思います。以上です。

○石川慶 委員長 大丈夫ですか。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、皆さん、1時間たっていますけれども、そのままあと1件ですので、進めていきましょうね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 次に、6番、資料番号4、予算書18ページ、15款2項10目普天間飛行場周辺まちづくり事業について質疑を許します。企画部次長。

○企画部次長 すみません。ただいまの普天間飛行場まちづくり周辺事業につきまして、事前に質疑の前に資料の差し替えの説明をさせていただきたいと思います。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 では、質疑を許します。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 説明ありがとうございました。一昨日は予算のほうの質疑させていただき、内容を把握して、ほかの委員の方々の質疑もあって、内容のほうは確認して、会派に持ち帰って説明すると、これ数字おかしくないかということであったので、今回、確認をしたいのが、どういった計算しているのかというのが分からないものですから、進捗率なのですけれども、(1)のほうです。事業進捗率(令和5年8月末時点)43.2%、補償等契約済みですよということで書かれています。これは普天間地区の43.1%と真栄原地区の43.4%を合算した部分のパーセントで事業進捗率が出ているという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。(1)の事業進捗につきましては、用地補償のみだけでなく工事費とかも入りますので、単純に普天間地区、真栄原地区を足したのではなくて、全体の進捗として43.2%今進捗していますということでの内容でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これ計算してみると、進捗率43.1%、真栄原地区の43.4%、足して割った数字ではなくて、今説明あった別の諸経費とかも含めてということですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。諸経費というか、工事費とかそういったものも含めて43.2%の進捗ということでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 それで関連という、その関連というところが今説明あったところですよ。ありがとうございます。

真栄原地区なのですけれども、建物の補償関連、真栄原地区の①です、建物の償還で74%で、用地取得関連が36.6%と関連も含めてです。真栄原地区の8月末の進捗率が43.4%になっています。それについて内容を少し、どういった計算になってくるか。これ、今、皆さんが示している数字で計算しても、どうしてもこの数字になってこないものですから、その辺ちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。真栄原地区43.4%の数字でございますが、先ほど申したとおり、今お示ししている市場の建物補償であったり、用地取得関連のほかに工事とかそういったものの数字が入ってきますので、それを含めると真栄原地区の進捗率はただいま43.4%ということになります。戸別に分けて建物補償が何%、用地補償が何%ということで今お示ししているのですけれども、総事業の進捗率としては43.4%の進捗ですということでの内容でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 できれば、細かいことでもいいのですけれども、数字示されているので、私確認する際、どうやってこれが出ているのかなというのがちょっとあるものですから、できれば、そういったものを示して

いただければ確認しやすいですので、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 若干変動とかそういったものもあるのですが、お示しできるように考えていきたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一つ、普天間地区なのですが、例えば同じように計算なさっていると思うのですが、建物の補償関連が60.6%、用地取得関連が85.1%、8月末段階が43.1%、これはまたもう少し数字の上がるのではないかなということ、それとも今教えていただけませんか。関連の事業が多くあるのかというのをちょっと確認させていただきます。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。今、今年度、年明け契約予定なのですが、県道の原形の補強工事が1月に契約する予定になっているのですが、工事関係、そういったものの数字を含めると43.1%というふうになります。先ほども議員御指摘のとおり、ちょっと抜けているというか、舌足らずな資料になっていますので、今後は工事費とかも含めて進捗率をお示ししたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 多分何かあるのだらうなということで、改めて確認ということで今日また資料が新たに出てきているのですが、そして委員会で説明した際には、持ち帰って確認してあるので、一連としたものがあるのであれば確認しやすいのですが、ちょっと何か変更とかあるのであれば、初めのほうで示すなり説明していただければ、また確認も取りやすいですので、次回にまたよろしくお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 同じく同じ質疑というか内容で確認したいのですが、資料のほうの取得率8月末のほうが載っておりません。私の考えといたしましては、こういうふうに用地等を取得していく場合は、まず借家人補償から始まり物件補償、それから用地取得と。ですから、建物補償等の進捗率がよければ、用地取得の進捗率も高いだろうなというふうに普通としては考えるものなのですが、実際のところ普天間地区見ても建物補償関連が60.6%であるので、最初の段階であるので60.6%、それに伴って用地取得はもう85.1%になっていると。これが普通なのかなと。

ただ、真栄原地区の場合は、建物補償関連は普天間地区より、60.6%より多いですね。建物補償関連の進捗率は74%になっていると。ただ、用地取得に関しては36%と何か私の普通の事業の考えよりは、何かおかしな数値になっているなというように見えるのですが、その主たる理由等が分かればちょっと御説明いただきたいなと。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 御質疑にお答えいたします。普天間地区につきましては、建物補償と、あと用地取得の地権者が大体一緒というところがございます。真栄原地区に関しましては、やはり入居者、あと建物で土地の所有者が完全に違っていたりとか、そういったところが多くなっておりまして、建物補償はしたのだけれども、ちょっと用地が買えないとか、そういったものもございますので、用地課のほうで今一生懸命用

地交渉をしている状況でございますので、ちょっと数字的にはこういうふうになっているのですけれども、まるっきり反対しているという方はいらっしゃらないので、事業予算のつき具合にもよるのですけれども、進捗させていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 理解しました。要するにごちゃごちゃしているわけですね、住んでいる方、建物、土地といろいろ皆さん違う権利者になっていて。それでちょっと取得のほうの進捗がこのような状態になっているということですね。今、それを努力しているということですね。ありがとうございます。

もう一点です。国庫補助が増額補正されて1億1,000万円の委託料として、今回は実施設計、次年度の予定だった実施設計、これは真栄原地区の建物の実施設計だと思うのですけれども、前倒しで今回13%、国庫負担が通れば前倒しで増やし、そこでちょっと確認したいのですけれども、予備設計の段階と、一般質問でもしたのですけれども、予備設計の段階での建物と、今回、実施設計していくに当たって、物価高騰等の影響があつて縮小されないかという思いがあるのですけれども、実施設計していく段階で予備設計の段階の図面等とほとんど変わりがいいのかどうなのか。それとも縮小されていくのかどうなのか、ちょっと確認させていただきたいなど。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。基本的には同じスペースでということは考えているところではございますが、補助金のつき具合とか、あとどうしてもやっぱり補助対象外というのが出てくる内容もありますので、その辺は今から実施設計をする段階で健康増進課であったり、社協であったり、そういったところも踏まえて調整してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ですから、予備設計の図面等は見たことあるのですけれども、大きく変わりはないですよねというのを確認したいのです。あれから構造等も見ましたけれども、大きく変わりがあるのかどうなのか、要するに今物価高騰の現状がある中で大きく変わりがあるのかどうなのかが知りたいのですけれども。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。大幅な変更は想定をしていません。ただ、それをベースに先ほど申したとおり、若干補助対象外とかそういったものもありますので、そういった調整はさせていただきたいなど思っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 大幅な変更がないということで、ありがとうございます。

今回の実施設計には、建物だけの設定ですか、それとも駐車場スペース、台数等の設計は含まれていないのかどうなのか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。今回、建物のほうになりますので、外構は次年度を予定しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 次年度。分かりました。

最後に、もう一点だけ確認させていただきたいのですけれども、今回、前倒しで実施設計をしていくと、これはできるところから事業を進捗させていくために前倒しでやっていくということであったのですけれども、今の皆さんの予想では、けつといいますか、最終年度が令和10年度末になっていると。ですけれども、実施設計を今つくる。今回予算が通れば令和5年度から実施設計をやっていくと。相当間が空きますよね。その理由としては、私が思っているのが当たっているのであれば、どういう形でいくのか。その理由としては令和10年度末の予定はしているのですけれども、現在、用地交渉等でいろいろな問題等がある中で、そこをどうにか早くやっていくと。令和10年度末とは言っているのだけれども、早く交渉するように進めていきながら、交渉が終わった段階ですぐに実施設計ができています。ですから、すぐ交渉を早く終わらせれば、この設計をしていくという皆さんの頑張りですよ、これ。そういう思いでいいですか。でなければ、令和10年度末なので、今実施設計しなくても本当はいいわけではないですか、これだけ間が空くわけですから。そういう思いで受け取っていますが、どのような認識なのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 お答えいたします。

我々も一日でも早く供用開始をしたいというふうに考えておりますので、委員お見込みのとおり、先ほどもおっしゃったとおり、そのような認識で我々も事業を進めております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。ぜひ年度末まで進捗させていただくように努力していただければなと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 追加の質疑は全て終了しましたので、このまま進めていきたいと思えます。

では、審査中の議案第73号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時33分)

【議題】

議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第73号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第73号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時37分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時37分)

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第18号 学生議会開催について

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願

○石川慶 委員長 次に、陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第18号 学生議会開催について、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願、請願第6号 米軍機の保育・教育施設の上の飛行中止を求める請願についてお諮りいたします。

本5件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

(閉会時刻 午前11時39分)